

(平成22年3月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	285 件
国民年金関係	31 件
厚生年金関係	254 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	101 件
国民年金関係	34 件
厚生年金関係	67 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までのうち6か月及び37年4月から38年3月までのうち9か月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月までのうち6か月
② 昭和37年4月から38年3月までのうち9か月

私は、国民年金制度開始直後から夫とともに国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた。加入時に交付された年金手帳の昭和36年度と37年度の納付記録欄には「済」印が押され、36年度分の保険料に係る2枚の領収証書も所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、夫婦連番で昭和36年6月に払い出され、申立人は同年4月以降60歳到達時まで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和36年10月から37年3月までの保険料を37年10月31日に、36年5月から同年9月までの保険料を38年3月22日にそれぞれ過年度納付している2枚の領収証書を所持している。なお、当該2枚の領収証書にはそれぞれ異なった手帳記号番号が記載されているが、37年10月31日付領収印の押された領収証書に記載された手帳記号番号は、申立人に対して37年9月に重複して払い出された記号番号のために欠番とされていることが払出簿の記載内容から確認でき、36年度の検認記録欄にも「手帳重複による統一納入」と赤字で記入されている。

さらに、申立人の所持する年金手帳の昭和36年度の検認記録欄には、4月分は検認印が押され、領収証書で納付済みとされている昭和36年5月から37年3月までの記録欄には「済」のスタンプが押されていること、37年度の

検認記録欄には、4月から3月までのすべての記録欄に「済」のスタンプが押されていることなど、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から同年8月まで

私は、市役所を退職後、区役所で転入手続をした後、すぐに国民年金の加入手続をした。その後、納付書で夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、戸籍附票から昭和55年4月5日に転入手続をしていることが確認でき、申立期間当時、一緒に国民年金の住所変更手続をし、申立人の保険料を納付していたとする夫の保険料は納付済みであること、申立期間は、59年2月8日に資格取得日が「55年9月2日任意加入」から「55年4月1日強制加入」に記録訂正されるまで未加入期間とされていたが、訂正前の任意加入とされる事情は考えられず、当該未加入の記録は不自然であることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7052

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年7月から46年3月まで

私は、結婚後、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。夫の保険料が納付済みとされているのに私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間である上、申立人が国民年金保険料を納付していたとする夫の保険料は納付済みである。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和46年4月時点又は申立期間直後の保険料を納付した同年5月時点で、申立期間は保険料の現年度納付及び過年度納付が可能な期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年12月から38年11月までの国民年金保険料及び平成2年3月の付加保険料を含めた国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年12月から39年3月まで
② 昭和46年4月から47年3月まで
③ 昭和49年4月から同年6月まで
④ 昭和49年10月から50年3月まで
⑤ 昭和50年7月から51年3月まで
⑥ 平成2年3月

私は、申立期間①から⑤については、区役所職員にこのままでは国民年金を受給できないと言われ、第3回特例納付で、国民年金保険料を分割で納付した。また、申立期間⑥の頃は、付加保険料も含めて定期的に保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和36年12月から38年11月までの期間については、申立人は、このままだと国民年金を受給できないと区役所職員から言われたため、特例納付でまとまった金額の国民年金保険料を納付したことを記憶していること、申立人の夫は第3回特例納付で38か月分の保険料を納付することにより36年4月以降の厚生年金加入期間を含めて受給資格期間をちょうど満たしていること、申立人は第3回特例納付により8か月分の保険料を納付していることが附則4条納付者リストにより確認でき、当該特例納付時点で、それまでの納付済み保険料に加えて、60歳到達時まで保険料を納付したとしても年金受給資格期間が22か月分不足することになり、申立人は特例納付後

も継続して保険料を納付していることから、少なくとも受給資格期間に不足する月数分の保険料を特例納付したものと考えるのが自然である。

また、附則4条納付者リストにおいて、申立人の夫の特例納付整理番号の次の番号の者が、かつ、申立人の国民年金手帳の記号番号と10番違いの番号の者が、夫の2回目の特例納付日と同日に、24か月分の特例納付を行っている記録が認められるが、両者は特例納付整理番号が連番であることから同一金融機関で保険料を納付したと考えられること、この10番違いの手帳記号番号の者には第3回特例納付の記録が無いことなどから、当該24か月分の特例納付記録は、10番違いの手帳記号番号の者の記録ではなく、申立人に係るものと考えられる。

申立期間⑥については、申立期間は1か月と短期間であり、当該期間の前後の期間は、付加保険料を含む保険料を納付済みである上、おおむね納期限内に納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和38年12月から39年3月までの期間、申立期間②、③、④及び⑤の期間については、申立人は特例納付したと説明しているが、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記のとおり、申立人の特例納付記録及び申立人のものと考えられる特例納付記録によれば、当該期間の保険料をも特例納付したものとは認められず、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年12月から38年11月までの国民年金保険料及び平成2年3月の付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 63 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 6 月から 50 年 9 月まで
② 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 63 年 10 月から平成 3 年 4 月まで

私は、国民年金に加入した際、区役所の職員から説明を受けて、過去の未納の国民年金保険料をさかのぼって分割して納付した。また、国民年金に加入後は海外在住期間もあるが、納付書が送られてきた期間の保険料については、郵便局か銀行で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年1月時点では、国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間である上、当該期間の前後の期間の保険料を過年度納付していることが確認できること、申立人が保険料を納付書で納付したとする納付方法は、当時、申立人が居住していた区の納付方法と合致しており、保険料を納付したとする郵便局及び金融機関は当時開設され、保険料の収納を取り扱っていたことが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間③のうち、昭和63年10月については、国民年金の任意加入期間であり、申立人は、56年7月22日に国民年金に任意加入後、当該期間直前までの保険料をすべて納付していることから、当該期間の保険料を未納のままにしておいたとは考え難く、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、

まとめて納付したとする保険料の額の記憶が曖昧である。

また、申立人は、当該期間直前の昭和36年4月から40年5月までの期間の保険料を第3回特例納付により納付していることが確認でき、申立人は、国民年金手帳の記号番号が払い出された53年1月時点で、前記の期間の保険料を特例納付しなければ年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要な月数を考慮して特例納付したものと考えられるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間③のうち、昭和63年11月から平成3年4月までの期間は、申立人は海外に移住しており、日本国内に住民登録をしていないことから、国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの期間及び63年10月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から48年9月まで

私の夫は、区役所で夫婦の国民年金の加入手続をした際、区職員から今なら過去の国民年金保険料をさかのぼって納付できると聞いて、夫婦二人分の保険料を一括納付した。その後も、夫が保険料を定期的に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和42年4月から48年3月までの期間については、申立人は、48年10月以降60歳到達時までの国民年金保険料をすべて納付している上、申立人及びその夫の二つ目の国民年金手帳の記号番号は第2回特例納付実施期間の50年12月ごろに夫婦連番で払い出されており、保険料を納付したとする夫は、当該特例納付を利用して、受給資格期間の月数を超えて当該期間を含む36年4月から48年3月までの保険料を納付していることが確認でき、申立人の夫は夫婦の将来の年金額を増やすために特例納付したものと推認される。

また、申立人は、加入手続時に区職員から過去の未納保険料を納付できることを聞き、夫婦で納付額について相談の上、第2回特例納付を利用したことなどを具体的に説明しており、納付したとする金額は、当該期間及び第2回特例納付により納付済みとされている期間の夫婦二人分の保険料を特例納付した場合の金額におおむね一致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、昭和48年4月から同年9月までの期間については、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定

申告書等) が無く、上記の申立人の手帳記号番号払出時点では当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、当該期間は第2回特例納付対象期間外であること、申立人は、37年11月ごろに夫婦連番で払い出された最初の手帳記号番号では保険料を納付した記憶は無いと説明しており、当該手帳記号番号により保険料が納付された記録は確認できないこと、納付したとする夫も当該期間の保険料は未納であることなど、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私の父は、私が短期大学の学生であった昭和36年4月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和40年5月直前まで、申立人の父親が申立人の保険料を納付してくれていたと説明しており、申立人が所持する37年7月再交付の国民年金手帳により、申立期間直後の昭和37年度から39年度までの国民年金保険料はすべて納期限内に納付されていることが確認でき、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和36年12月時点で申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間に近接する昭和41年11月及び同年12月の保険料については、平成21年7月に、申立人の所持する国民年金手帳の検認記録に基づき納付記録が追加されており、申立人に係る記録管理が不適切であった状況も認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月から同年12月までの期間及び56年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年7月から51年12月まで
② 昭和55年10月から同年12月まで
③ 昭和56年4月から同年6月まで

私の夫は、夫婦二人の国民年金加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間②及び③については、それぞれ3か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする夫から当時の納付状況等を聴取することができないため当時の状況が不明であるなど、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年10月から同年12月までの期間及び56年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成元年3月まで

私は、平成元年ごろ、自宅に来た集金人に、過去の未納期間の国民年金保険料を納付するように勧められたので、送付された納付書により、金融機関で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付済みである。

また、申立人は、申立期間の保険料を納付した経緯等について、自宅に来た集金人から過去の未納分の保険料を納付するように勧奨され、後日送付されてきた納付書により金融機関で納付したことなどを具体的に記憶しており、申立人が居住している区で当時行われていた納付勧奨や収納の方法と合致すること、申立人がさかのぼって納付したとする保険料額も申立期間当時の保険料額とおおむね一致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から38年3月までの期間及び38年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年8月から38年3月まで
② 昭和38年7月

私は、区役所から勧められて、未納だった夫の国民年金保険料を特例納付してくれた。夫の特例納付の記録があるにもかかわらず、申立期間の保険料を還付するということがあった。申立期間が未加入とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行なったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、附則4条納付者リスト及びオンライン記録から、申立期間の国民年金保険料相当額を昭和53年12月に第3回特例納付により納付したものと認められる。また、当該保険料相当額は、平成21年8月に還付決議がなされるまで還付された事実が認められないことから、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、申立人の妻が厚生年金保険被保険者であるため、本来強制加入期間では無く、制度上、申立期間の保険料を特例納付することができないことを理由として、保険料の納付を認めないのは、信義則に反する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から同年3月まで

私は、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月から60歳になるまで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である。また、納付書により郵便局や区の出張所で保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致する。さらに、申立期間の前後を通じて申立人の住所や仕事に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行なうことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 6 月から 43 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月から 46 年 3 月まで

私が昭和 35 年から住み込みで働いていた店の店主は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。43 年 5 月に結婚、退職し、夫婦で店を開業してからは、夫が夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 42 年 6 月から 43 年 4 月までの期間については、申立人は、店主が一人前の A（職種）として扱ってくれるようになった 42 年ごろに国民年金の加入手続を行ってくれたと国民年金に加入した経緯を具体的に説明している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が 42 年 4 月に払い出され、申立期間は強制加入期間と記録されていることから、保険料を現年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 43 年 5 月から 46 年 3 月までの期間については、申立人の夫が申立人の当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の夫及び申立人は、保険料の納付方法、納付場所、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立人の夫は、当該期間の保険料が未納となっているなど、申立人の夫が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 6 月から 43 年 4 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 10 月から 53 年 1 月までの期間、54 年 1 月から同年 3 月までの期間、54 年 10 月から 56 年 3 月まで期間及び 56 年 12 月から 57 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 10 月から 53 年 1 月まで
② 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 54 年 10 月から 56 年 3 月まで
④ 昭和 56 年 12 月から 57 年 3 月まで

私は、昭和 52 年に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 4 月から平成元年 10 月に厚生年金保険に加入するまで、申立期間及び 8 か月の厚生年金保険加入期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間①、②及び④は 4 か月及び 3 か月とそれぞれ短期間である。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた市及び町の納付方法と合致し、申立期間④当時、居住している町で納付したとする金融機関は、保険料の収納を取り扱っている。さらに、申立人が所持する国民年金手帳及び申立人が 52 年 7 月から 56 年 8 月まで居住していた市が作成した被保険者名簿により、申立人は、申立期間当時の住所変更手続を適切に行っていることが確認でき、申立人に対して現年度保険料の納付書が交付されていたと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7071

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 8 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月から 52 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 8 月ごろに国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和 52 年 4 月から 56 年 2 月に国外に転居するまで国民年金保険料をすべて現年度納付しており、申立期間は 8 か月と短期間である。また、申立人は、申立期間当初の 51 年 8 月に国民年金に任意加入しており、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた町の納付方法と合致し、納付したとする町役場は、保険料の収納を取り扱っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月まで

私の国民年金保険料は母が納付してくれていた。両親と兄が納付済みであるのに私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除いて国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、前後の期間の保険料は納付済みである。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、両親及び兄と同時期の昭和 36 年 2 月に払い出されており、両親及び兄は申立期間の保険料は納付済みである上、申立人の兄は、家族の保険料を納付していたとする母親が妹（申立人）の保険料を納付しないことは無いと説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7076

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 8 月まで

私は、申立期間当時、家の近所のたばこ店で印紙を購入し、国民年金手帳に貼付^{ちようふ}していたことを覚えている。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の、国民年金手帳の記号番号は昭和 37 年 9 月に払い出されており、当該払出時点で、申立期間の保険料を過年度及び現年度納付することが可能である。

また、申立人が、近所のたばこ店で印紙を購入し、昭和 38 年 9 月に厚生年金保険に加入するまでの間、国民年金手帳に印紙を貼付した記憶があると説明していることについては、当時、申立人が居住していた市では、37 年 4 月からたばこ店で国民年金印紙の売りさばきを開始し、集金人がたばこ店に向いて検認を行っていたことが同市の説明から確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年12月から48年5月までの期間、48年8月及び同年9月、50年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年12月から48年9月まで
② 昭和50年4月から同年6月まで

私は、申立期間①については、国民年金保険料を納付した領収書を持っている。保険料の還付の請求を行った記憶も無いし、還付を受けた記憶も無い。申立期間②については、3か月だけ納付しないことは無い。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付した領収書を所持しており、申立人の所持する国民年金手帳には「還付 45.12 から 48.9 まで 16,800 円」と記載されているが、還付整理簿に記載が無く、社会保険事務所（当時）は保険料還付記録の確認はできなかった旨を回答している。また、当該期間はオンライン記録では未加入、被保険者名簿では無資格とされているが、申立人は当該期間のうち昭和47年12月から48年5月までの期間、48年8月及び同年9月は厚生年金保険の被保険者でないことから、保険料を納付していたものとすべきである。

しかしながら、当該期間のうち昭和45年12月から47年11月までの期間、48年6月及び同年7月は、申立人は厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の被保険者となり得ない期間であることが明らかであることから、これらの期間の納付済み保険料相当額の過誤納処理をすることが必要である。

申立期間②については、当該期間は、3か月と短期間であり、当該期間前後の保険料は、納付済みである上、申立人は当該期間及びその前後の期間を通

して住所変更等の生活環境の変化は無いなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年12月から48年5月までの期間、48年8月及び同年9月、50年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年7月から49年3月まで

私は、結婚してから区役所で夫の分と一緒に国民年金の加入手続きを行った。夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間について、夫の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は9か月と短期間で、前後の期間の保険料は納付済みである。

また、保険料の納付方法、納付場所等の納付に関して夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする夫から聞いたとする申立人の記憶は具体的である上、申立期間当時の納付方法等と合致している。

さらに、申立期間について一緒に保険料を納付していたとする夫の保険料は納付済みであり、申立期間及びその前後の期間を通じて住所変更等の生活環境の変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで

私は、申立期間を含めて、多少納付が遅れることがあっても、きちんと国民年金保険料を納めてきたはずである。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から同年 12 月までの期間については、9 か月と短期間であり、当該期間の保険料の納付方法、納付した期間、納付書の枚数等、納付に関する申立人の記憶は具体的であり、当時の納付方法等と合致している上、納付したとする金額は当該期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの期間については、55 年 6 月に納付されたものの、時効期間経過後の納付であったため還付されていることが申立人の特殊台帳及び還付整理簿等により確認でき、還付整理簿に記載されている還付金額及び還付決定日等の記載内容に不合理な点はなく、他に申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 52 年 6 月から同年 8 月までの期間、55 年 4 月から同年 6 月までの期間、同年 10 月から 56 年 9 月までの期間及び 57 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 6 月から同年 8 月まで
② 昭和 55 年 4 月から同年 6 月まで
③ 昭和 55 年 10 月から 56 年 9 月まで
④ 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

私は、33 歳となった昭和 52 年以降は必ず国民年金保険料を納付してきたはずである。また、申立期間のうち、一部の期間については領収書も持っているのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間を含む昭和 52 年 6 月から同年 12 月までの保険料の領収書を所持しており、また、還付された記録も無いなど、未納とされているのは不自然である。

申立期間②及び③については、当該期間の保険料の納付場所、納付方法等に関する申立人の記憶は具体的であり、当時の納付方法等と合致している上、納付したとする金額は納付すべき保険料額とおおむね一致し、両期間に挟まれた昭和 55 年 7 月から同年 9 月までの期間の保険料は、申立人が所持する領収書により未納から納付済みに記録訂正が行われており、行政側における記録管理が適切に行われていなかった状況がうかがわれるなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間④については、当該期間は 3 か月と短期間であり、前後の期間は納付済みとなっていること、当該期間の保険料の納付場所、納付方法等に関する申立人の記憶は具体的であり、当時の納付方法等と合致していること、

納付したとする金額は納付すべき保険料額とおおむね一致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで

私は、昭和48年7月に区役所の出張所で国民年金の加入手続をした際、48年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付して、申立期間の保険料をさかのぼって納付したい旨を申し出た。後日送られてきた納付書で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間直後の昭和48年4月以降の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金の手帳記号番号が払い出された昭和48年7月時点では、申立期間は過年度納付可能な期間であり、申立人は、加入手続をした場所、さかのぼって納付した契機、さかのぼって納付した期間、納付方法、領収書の形状等の記憶が具体的であり、当時の納付方法等と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から43年3月まで

私たち夫婦は、昭和38年の結婚後、自宅に来た区の集金人や区の出張所で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した時から60歳になるまで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、保険料を納付していたとする区の集金人及び区の出張所は、当時、保険料の収納を取り扱っており、申立期間の前後を通じて申立人夫婦の住所や仕事に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7084

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から42年3月まで

私たち夫婦は、昭和38年の結婚後、自宅に来た区の集金人や区の出張所で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した時から60歳になるまで、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。また、保険料を納付していたとする区の集金人及び区の出張所は、当時、保険料の収納を取り扱っており、申立期間の前後を通じて申立人夫婦の住所や仕事に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年12月まで

私は、父親の強い勧めもあり、老後に備えるため、20歳の時に国民年金に加入し、当時同居していた両親と一緒に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳から60歳になるまで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立期間当時、申立人と同居していた両親は、申立期間の保険料が納付済みとなっており、申立期間の前後を通じて、申立人の仕事や住所に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間及び 62 年 4 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 61 年 7 月から 62 年 2 月まで
③ 昭和 62 年 4 月から同年 8 月まで

私は、時期は不明だが国民年金に加入し、申立期間の保険料を信用金庫か郵便局の窓口、又は自宅を訪問した信用金庫の営業担当者に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 53 年 6 月に払い出されており、当該払出時点で当該期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であったこと、当該期間直前の 52 年 3 月の保険料は過年度納付されていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間③については、当該期間は 5 か月と短期間であり、オンライン記録により平成元年 7 月に当該期間の保険料に係る過年度納付書が作成されていることが確認でき、申立人は当該納付書を受け取っていたと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間当時の納付金額等に関する記憶が曖昧である上、申立人が所持する年金手帳には当該期間に厚生年金保険から国民年金への切替手続きが行われたことを示す記載が無いなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間及び 62 年 4 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から同年 12 月まで

私の夫は、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。夫は申立期間の保険料が納付済みであるにもかかわらず、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 9 か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 51 年 1 月に払い出されていることから、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能である。また、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間の保険料が納付済みとなっているとともに、申立人の夫の手帳記号番号は夫婦連番で払い出されており、48 年 4 月から申立人の夫が厚生年金保険に加入する前の 59 年 12 月まで、申立期間を除き夫婦の納付済み期間と未納期間が同一であることから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと認められるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7100

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで

私は、国民年金に加入後、自宅に来た区の集金人に、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年3月ごろに夫婦連番で国民年金手帳の記号番号が払い出された後、国民年金加入期間中の国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間は12か月と短期間である。また、申立人は、申立期間直前の保険料をさかのぼって納付していることが確認でき、申立期間直後の保険料も納付していることも確認できるなど、申立期間の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7101

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年3月までの期間及び44年10月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から同年3月まで
② 昭和44年10月から45年3月まで

私の夫は、私の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年4月から60歳になるまで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月及び6か月とそれぞれ短期間である。また、夫婦二人分の保険料を納付していたとする夫は、申立期間の保険料が納付済みになっている。さらに、申立期間の前後を通じて申立人の住所及び申立人の夫の仕事に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7102

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 7 月から 37 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月から 37 年 6 月まで
② 昭和 40 年 5 月から 52 年 12 月まで

私の母は、昭和 37 年ごろ、区役所の職員に勧奨されて、私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を自宅に来た区の集金人に納付していた。また、私は、40 年 5 月に会社を退職した時に、国民年金の再加入手続を行い、納付書により金融機関又は区役所の出張所で保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 37 年 1 月に払い出されており、当該期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能であり、当該期間は 12 か月と短期間である。また、保険料を納付していたとする区の集金人は、当時、保険料の収納を取り扱っており、申立人と同居し、申立人の保険料を納付していたとする母親は、当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の再加入手続の状況の記憶が曖昧であり、納付書により保険料を納付したとする方法及び納付したとする保険料の金額は、申立人が居住していた区において当該期間のうち、昭和 45 年 9 月まで実施されていた納付方法及び当時の保険料額と相違している。また、申立人は、当該期間より後の 55 年 3 月に 2 つ目の手帳記号番号が払い出されていることが確認できるが、当該時点では、当該期間の保険料は時効により納付できないなど、申立

人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 7 月から 37 年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月から60年12月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月から60年12月まで

私の夫は、昭和51年6月に私の国民年金の加入手続を行うとともに、付加保険料の納付も申し出て、付加保険料を含めて私の国民年金保険料を納付していた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入した当初の昭和51年6月から60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付しているとともに、その後、61年4月に高齢任意加入して平成2年12月まで保険料を納付している。また、納付したとする付加保険料の金額は当時の保険料額と一致する。さらに、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和51年6月に国民年金に任意加入し、同日に付加保険料納付の申出を行った旨記載されており、申立人が当時居住していた区では、国民年金の資格取得手続と付加保険料納付の申出を同時に行った場合、最初の保険料から付加保険料を含めた保険料の納付書を発行していたと説明していることから、申立人は、申立期間中、付加保険料を含めた保険料の納付書を受け取っていたものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から同年6月まで

私の夫は、平成3年に私の申立期間の国民年金保険料を、夫の保険料と一緒にさかのぼって納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年11月から60歳になるまで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である。また、申立人から提出された平成3年分の確定申告書控に記載された保険料支払額は、申立人の夫の平成元年4月から同年6月までの期間、申立人の夫が同年に納付したことが確認できる元年7月から同年12月までの期間及び3年4月から同年11月までの期間並びに申立人の申立期間及び元年7月から2年2月までの期間の保険料の合計額と一致する上、4年分の確定申告書控に記載された保険料支払額は、申立人の夫が同年に納付したことが確認できる2年1月から3年3月までの期間及び3年12月から4年11月までの期間並びに申立人の2年3月から4年11月までの期間の保険料の合計額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月5日
② 平成17年7月8日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して申立期間①及び②に係る賞与支払届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間①及び②の記録は年金給付に反映されないため、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出している申立人に係る厚生年金保険料控除証明書により、申立人は、平成15年12月5日及び17年7月8日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、A社が提出している厚生年金保険料控除証明書により、＜標準賞与額＞（別添一覧表）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を社会保険事務所に納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7715	男		昭和24年生		①平成15年12月5日	120万 円
					②平成17年7月8日	75万 円
7716	男		昭和31年生		①平成15年12月5日	69万 7,000円
					②平成17年7月8日	49万 2,000円
7717	男		昭和42年生		①平成15年12月5日	51万 1,000円
					②平成17年7月8日	34万 3,000円
7718	男		昭和43年生		①平成15年12月5日	76万 円
					②平成17年7月8日	68万 円
7719	男		昭和33年生		①平成15年12月5日	112万 円
					②平成17年7月8日	85万 円
7720	女		昭和42年生		①平成15年12月5日	55万 2,000円
					②平成17年7月8日	39万 9,000円
7721	女		昭和39年生		①平成15年12月5日	63万 1,000円
					②平成17年7月8日	46万 9,000円
7722	女		昭和48年生		①平成15年12月5日	50万 7,000円
					②平成17年7月8日	36万 1,000円
7723	男		昭和44年生		①平成15年12月5日	67万 9,000円
					②平成17年7月8日	47万 7,000円
7724	女		昭和47年生		①平成15年12月5日	63万 2,000円
					②平成17年7月8日	48万 7,000円
7725	女		昭和52年生		①平成15年12月5日	48万 4,000円
					②平成17年7月8日	36万 6,000円
7726	男		昭和49年生		①平成15年12月5日	54万 7,000円
					②平成17年7月8日	41万 2,000円
7727	女		昭和51年生		①平成15年12月5日	48万 7,000円
					②平成17年7月8日	37万 円
7728	女		昭和52年生		①平成15年12月5日	49万 7,000円
					②平成17年7月8日	34万 円
7729	男		昭和49年生		①平成15年12月5日	47万 2,000円
					②平成17年7月8日	34万 円
7730	男		昭和42年生		①平成15年12月5日	53万 6,000円
					②平成17年7月8日	42万 8,000円
7731	男		昭和48年生		①平成15年12月5日	52万 9,000円
					②平成17年7月8日	39万 7,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7732	男		昭和49年生		①平成15年12月5日	55万 7,000円
					②平成17年7月8日	41万 6,000円
7733	女		昭和53年生		①平成15年12月5日	46万 6,000円
					②平成17年7月8日	39万 1,000円
7734	男		昭和53年生		①平成15年12月5日	46万 7,000円
					②平成17年7月8日	35万 1,000円
7735	男		昭和53年生		①平成15年12月5日	36万 円
					②平成17年7月8日	33万 3,000円
7736	男		昭和24年生		①平成15年12月5日	1万 円
					②平成17年7月8日	5,000円
7737	男		昭和35年生		①平成15年12月5日	2万 円
					②平成17年7月8日	2万 円
7738	女		昭和49年生		①平成15年12月5日	2万 円
					②平成17年7月8日	2万 円
7739	女		昭和50年生		①平成15年12月5日	2万 円
					②平成17年7月8日	2万 円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成15年12月5日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して申立期間に係る賞与支払届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出している申立人に係る厚生年金保険料控除証明書により、申立人は、平成15年12月5日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が提出している厚生年金保険料控除証明書により、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を社会保険事務所に納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7740	女		昭和47年生		平成15年12月5日	60万 2,000円
7741	女		昭和44年生		平成15年12月5日	36万 8,000円
7742	女		昭和49年生		平成15年12月5日	48万 6,000円
7743	女		昭和51年生		平成15年12月5日	46万 8,000円
7744	女		昭和52年生		平成15年12月5日	48万 6,000円
7745	男		昭和53年生		平成15年12月5日	40万 3,000円
7746	女		昭和49年生		平成15年12月5日	1万 5,000円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成17年7月8日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して申立期間に係る賞与支払届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出している申立人に係る厚生年金保険料控除証明書により、申立人は、平成17年7月8日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が提出している厚生年金保険料控除証明書により、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を社会保険事務所に納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7747	女		昭和42年生		平成17年7月8日	42万 6,000円
7748	女		昭和37年生		平成17年7月8日	42万 6,000円
7749	女		昭和57年生		平成17年7月8日	29万 9,000円
7750	女		昭和56年生		平成17年7月8日	23万 9,000円
7751	女		昭和55年生		平成17年7月8日	24万 6,000円
7752	女		昭和56年生		平成17年7月8日	24万 8,000円
7753	女		昭和37年生		平成17年7月8日	3万 円
7754	男		昭和28年生		平成17年7月8日	70万 円
7755	男		昭和56年生		平成17年7月8日	3万 円
7756	男		昭和57年生		平成17年7月8日	3万 円
7757	女		昭和56年生		平成17年7月8日	3万 円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当初、A社は当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかった。同社は、平成21年9月に誤りに気づき、その後、社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は厚生年金保険の給付の額に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年12月15日に支給された賞与に係る支給控除額一覧表から、申立人は、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7766	男		昭和15年生		平成18年12月15日	10万円
7767	男		昭和21年生		平成18年12月15日	15万円
7768	男		昭和24年生		平成18年12月15日	15万円
7769	男		昭和24年生		平成18年12月15日	18万2,000円
7770	男		昭和24年生		平成18年12月15日	15万円
7771	男		昭和23年生		平成18年12月15日	15万円
7772	男		昭和30年生		平成18年12月15日	20万3,000円
7773	男		昭和22年生		平成18年12月15日	11万7,000円
7774	男		昭和29年生		平成18年12月15日	10万7,000円
7775	男		昭和26年生		平成18年12月15日	15万3,000円
7776	男		昭和26年生		平成18年12月15日	21万4,000円
7777	女		昭和37年生		平成18年12月15日	7万8,000円
7778	男		昭和26年生		平成18年12月15日	14万円
7779	女		昭和30年生		平成18年12月15日	7万4,000円
7780	男		昭和30年生		平成18年12月15日	12万6,000円
7781	男		昭和32年生		平成18年12月15日	10万3,000円
7782	男		昭和32年生		平成18年12月15日	20万1,000円
7783	男		昭和27年生		平成18年12月15日	10万6,000円
7784	女		昭和18年生		平成18年12月15日	2万5,000円
7785	女		昭和34年生		平成18年12月15日	6万9,000円
7786	女		昭和26年生		平成18年12月15日	9万8,000円
7787	男		昭和28年生		平成18年12月15日	12万5,000円
7788	女		昭和23年生		平成18年12月15日	7万9,000円
7789	男		昭和35年生		平成18年12月15日	17万7,000円
7790	女		昭和36年生		平成18年12月15日	6万7,000円
7791	男		昭和33年生		平成18年12月15日	13万4,000円
7792	女		昭和30年生		平成18年12月15日	6万8,000円
7793	女		昭和37年生		平成18年12月15日	6万7,000円
7794	男		昭和35年生		平成18年12月15日	16万9,000円
7795	女		昭和36年生		平成18年12月15日	7万円
7796	男		昭和30年生		平成18年12月15日	13万円
7797	男		昭和35年生		平成18年12月15日	20万円
7798	女		昭和42年生		平成18年12月15日	6万5,000円

7799	男		昭和26年生		平成18年12月15日	13万1,000円
7800	男		昭和40年生		平成18年12月15日	16万4,000円
7801	男		昭和22年生		平成18年12月15日	12万3,000円
7802	女		昭和25年生		平成18年12月15日	7万7,000円
7803	女		昭和42年生		平成18年12月15日	7万4,000円
7804	男		昭和36年生		平成18年12月15日	20万7,000円
7805	女		昭和37年生		平成18年12月15日	7万9,000円
7806	女		昭和47年生		平成18年12月15日	7万9,000円
7807	男		昭和44年生		平成18年12月15日	8万6,000円
7808	男		昭和47年生		平成18年12月15日	13万7,000円
7809	女		昭和27年生		平成18年12月15日	8万2,000円
7810	女		昭和39年生		平成18年12月15日	9万4,000円
7811	女		昭和25年生		平成18年12月15日	6万9,000円
7812	男		昭和32年生		平成18年12月15日	18万1,000円
7813	女		昭和46年生		平成18年12月15日	6万8,000円
7814	女		昭和27年生		平成18年12月15日	6万7,000円
7815	男		昭和40年生		平成18年12月15日	10万円
7816	女		昭和27年生		平成18年12月15日	7万2,000円
7817	女		昭和29年生		平成18年12月15日	7万2,000円
7818	男		昭和41年生		平成18年12月15日	16万2,000円
7819	男		昭和30年生		平成18年12月15日	14万円
7820	男		昭和34年生		平成18年12月15日	11万円
7821	女		昭和28年生		平成18年12月15日	7万5,000円
7822	女		昭和37年生		平成18年12月15日	7万2,000円
7823	女		昭和27年生		平成18年12月15日	7万4,000円
7824	男		昭和36年生		平成18年12月15日	13万9,000円
7825	男		昭和42年生		平成18年12月15日	20万円
7826	女		昭和33年生		平成18年12月15日	6万8,000円
7827	男		昭和50年生		平成18年12月15日	14万7,000円
7828	女		昭和38年生		平成18年12月15日	7万3,000円
7829	男		昭和41年生		平成18年12月15日	11万6,000円
7830	男		昭和24年生		平成18年12月15日	13万1,000円
7831	男		昭和48年生		平成18年12月15日	14万4,000円
7832	男		昭和49年生		平成18年12月15日	9万9,000円

7833	女		昭和49年生		平成18年12月15日	8万1,000円
7834	男		昭和38年生		平成18年12月15日	16万円
7835	女		昭和37年生		平成18年12月15日	6万5,000円
7836	男		昭和16年生		平成18年12月15日	5万円
7837	女		昭和46年生		平成18年12月15日	6万7,000円
7838	女		昭和32年生		平成18年12月15日	7万4,000円
7839	男		昭和48年生		平成18年12月15日	12万4,000円
7840	女		昭和40年生		平成18年12月15日	7万円
7841	女		昭和40年生		平成18年12月15日	6万円
7842	男		昭和24年生		平成18年12月15日	15万円
7843	男		昭和21年生		平成18年12月15日	10万円
7844	男		昭和33年生		平成18年12月15日	10万1,000円
7845	男		昭和34年生		平成18年12月15日	11万8,000円
7846	男		昭和35年生		平成18年12月15日	13万1,000円
7847	男		昭和47年生		平成18年12月15日	19万8,000円
7848	男		昭和38年生		平成18年12月15日	9万1,000円
7849	男		昭和40年生		平成18年12月15日	14万9,000円
7850	女		昭和19年生		平成18年12月15日	2万円
7851	男		昭和43年生		平成18年12月15日	15万5,000円
7852	男		昭和54年生		平成18年12月15日	12万円
7853	女		昭和40年生		平成18年12月15日	6万円
7854	女		昭和38年生		平成18年12月15日	6万7,000円
7855	女		昭和38年生		平成18年12月15日	7万円
7856	男		昭和42年生		平成18年12月15日	14万7,000円
7857	女		昭和57年生		平成18年12月15日	6万6,000円
7858	男		昭和16年生		平成18年12月15日	8万5,000円
7859	女		昭和44年生		平成18年12月15日	9万3,000円
7860	女		昭和44年生		平成18年12月15日	11万7,000円
7861	男		昭和23年生		平成18年12月15日	14万7,000円
7862	女		昭和33年生		平成18年12月15日	6万9,000円
7863	男		昭和51年生		平成18年12月15日	14万3,000円
7864	女		昭和35年生		平成18年12月15日	2万3,000円
7865	男		昭和46年生		平成18年12月15日	9万8,000円
7866	男		昭和40年生		平成18年12月15日	9万2,000円

7867	男		昭和22年生		平成18年12月15日	12万円
7868	女		昭和38年生		平成18年12月15日	2万3,000円
7869	女		昭和34年生		平成18年12月15日	3万円
7870	女		昭和44年生		平成18年12月15日	2万5,000円
7871	女		昭和47年生		平成18年12月15日	3万5,000円
7872	女		昭和35年生		平成18年12月15日	2万5,000円
7873	男		昭和44年生		平成18年12月15日	14万7,000円
7874	女		昭和32年生		平成18年12月15日	2万円
7875	女		昭和30年生		平成18年12月15日	2万円
7876	男		昭和48年生		平成18年12月15日	10万3,000円
7877	女		昭和33年生		平成18年12月15日	6万5,000円
7878	女		昭和32年生		平成18年12月15日	8万円
7879	男		昭和60年生		平成18年12月15日	9万3,000円
7880	男		昭和47年生		平成18年12月15日	10万7,000円
7881	男		昭和43年生		平成18年12月15日	9万4,000円
7882	男		昭和50年生		平成18年12月15日	8万円
7883	男		昭和42年生		平成18年12月15日	8万5,000円
7884	男		昭和50年生		平成18年12月15日	8万2,000円
7885	女		昭和53年生		平成18年12月15日	3万5,000円
7886	男		昭和58年生		平成18年12月15日	6万5,000円
7887	男		昭和51年生		平成18年12月15日	7万円
7888	男		昭和58年生		平成18年12月15日	7万7,000円
7889	男		昭和51年生		平成18年12月15日	5万円
7890	男		昭和62年生		平成18年12月15日	3万5,000円
7891	男		昭和26年生		平成18年12月15日	20万円
7892	女		昭和44年生		平成18年12月15日	1万円
7893	男		昭和63年生		平成18年12月15日	2万5,000円
7894	女		昭和47年生		平成18年12月15日	2万円
7895	女		昭和47年生		平成18年12月15日	8万3,000円

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和28年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年10月21日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、4,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から同年12月31日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和28年4月に新卒で入社した同僚には厚生年金保険被保険者の加入記録があり、同様に勤務していた私の記録が無いことに納得できない。申立期間について、確かに勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社から提出された労働者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、申立人が申立期間のうち、昭和28年4月1日から同年10月20日まで同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらないが、厚生年金保険被保険者台帳には申立人の氏名と一字違いの被保険者の記録があり、同社が保管している被保険者台帳の記号番号、被保険者資格の取得日及び喪失日、生年月日と一致している。

これらの記録から、申立人はA社において、昭和28年4月1日から同年10月21日までの期間について、厚生年金保険の被保険者の資格を有していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和28年4月1日に

厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 10 月 21 日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳の記録から、4,500 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和 28 年 10 月 21 日から同年 12 月 31 日までの期間について、A 社の同僚は、「申立人とは同期であり、申立人は 28 年 12 月 31 日まで勤務していた。」と回答しているが、事業主は当該期間当時、保険料控除を行ったかどうか不明としており、このほか、厚生年金保険料の控除についてこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る事業所における資格喪失日は、昭和56年7月20日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和56年3月から同年6月までの標準報酬月額については、11万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年3月31日から58年12月20日まで

ねんきん特別便により、A社に勤務した一部期間が厚生年金保険の未加入期間であることが分かった。同社には申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び当時の従業員の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立期間にA社で勤務していたことは確認できる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和56年3月31日より後の同年7月20日付けで、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年3月31日と記録されている。

また、上記の被保険者名簿によると、一人の従業員の資格喪失日が当初、昭和56年4月26日と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年3月31日の後の同年7月20日付けで、さかのぼって同年3月31日と訂正されていることが確認できる。

さらに、A社の商業登記簿謄本では、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日には閉鎖又は解散等の事実はなく、同社は法人であることが確認できること、また、申立人の供述から、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）におけるA社に係る厚生年金保険の資格喪失処理、及び同社が適用事業所でなくなったとする処理は事実在即したものととは考え難く、当該処理に係る記録は有効なものとは認め

られないことから、申立人の同社における資格喪失日は、社会保険事務所の処理日である昭和 56 年 7 月 20 日に訂正し、同年 3 月から同年 6 月までの標準報酬月額は、同年 2 月の社会保険事務所の記録から、11 万円とすることが妥当である。

他方、申立期間のうち昭和 56 年 7 月 20 日以降の期間については、雇用保険の加入記録及び当時の従業員からの供述から判断すると、勤務期間は特定できないが A 社で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該期間における厚生年金保険料の控除について、当時の事業主から回答は得られず、当時の従業員からも厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答は得られなかった。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除についてこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和 56 年 7 月 20 日から 58 年 12 月 20 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月1日から10年2月28日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成10年2月28日以降の同年3月5日付けで、申立人の9年8月から10年1月までの標準報酬月額が、26万円から20万円にさかのぼって減額訂正する処理が行われていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本では、申立人は申立期間当時、役員として登記されておらず、同社の同僚は、「申立人は、社会保険関係の業務に従事していなかった。」と回答していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が申立期間の標準報酬月額に係る訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月1日から39年3月3日まで

A社からC社（現在は、D社）E支店に出向した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

D社は、当時の職員カードから、申立人が、出向先のC社E支店からA社へ戻った日が、昭和39年3月3日と記載されていると回答していることから、申立人の申立期間における同社同支店での勤務実態を確認することができる。

また、申立人とほぼ同時期にA社からC社E支店に出向した同僚2名は、出向からA社に戻った当初の厚生年金保険の資格取得日を昭和38年10月1日にさかのぼって訂正していることが、同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から確認できる上、上記の同僚1名は、「申立人は、共にA社からC社E支店へ出向し、各々管理職として勤務していた。」と供述しており、「出向中の昭和38年10月1日から、給与の支払方法の変更に伴い、厚生年金保険の加入手続きが出向先のC社E支店からA社へ変更された記憶がある。」と供述している。

さらに、A社の管理を引き継いでいるF社の社会保険担当者は、証拠書類は

無いが申立人も同僚2名と同様に取り扱われていたはずであると供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社により、給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、当時の職員カードには、出向先のC社E支店からA社へ戻った日が、昭和39年3月3日と記録されており、また、この日付は社会保険事務所では知り得ない人事上の日付であることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年10月から39年2月までの保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和24年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3,300円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の人事発令記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和24年4月1日にA社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所のA社本社における申立人の昭和24年2月の記録から、3,300円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和24年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保

険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 7911

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格喪失日に係る記録を平成4年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月30日から同年7月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には平成2年4月1日から現在に至るまで継続して勤務しており、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社が保管する社員台帳から判断すると、申立人が、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(平成4年7月1日に同社C支店から関連会社B社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間に係る保険料は納付していないと考えられるとしていることから、事業主が資格喪失日を平成4年6月30日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業

主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和23年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月1日から同年11月1日まで
ねんきん特別便を確認したところ、A社に勤務した期間のうち申立期間の加入記録が無いことが分かった。同社には昭和23年10月1日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社が保有する社員台帳及び健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人がA社に昭和23年10月1日から勤務していたことが認められる。

また、A社は、同社では入社日から社会保険に加入させるための手続きを行っていたはずであり、健康保険のみ加入させることはないとし、申立人についても入社月である昭和23年10月分から厚生年金保険料を控除していたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和24年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から同年5月2日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間の加入記録が無いことが分かった。同社には昭和24年4月1日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保有する社員台帳から判断すると、申立人がA社に昭和24年4月1日から勤務していたことが認められる。

そして、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同期入社である同僚は、入社日である昭和24年4月1日から厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、B社は、同社では入社日から社会保険に加入させるための手続を行っていたはずであり、申立人についても入社月である昭和24年4月分から厚生年金保険料を控除していたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和24年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2,500円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情

は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和27年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から同年5月26日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間の加入記録が無いことが分かった。同社には昭和27年4月1日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保有する社員台帳から判断すると、申立人がA社に昭和27年4月1日から勤務していたことが認められる。

そして、当該社員台帳では、申立人は、研修期間終了後の昭和27年5月24日からA社C支店に配属となっていることが確認できる。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同期入社である複数の同僚は、配属された各支店において、入社日である昭和27年4月1日から厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

また、B社は、同社では入社日から社会保険に加入させるための手続を行っていたはずであり、申立人の配属されたA社C支店が、他の支店と異なった取扱いをしていたとは考え難いことから、申立人についても入社月である昭和27年4月分から厚生年金保険料を控除していたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年5月の社会保険事務

所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和31年4月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月2日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間の加入記録が無いことが分かった。同社には昭和31年4月2日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保有する社員台帳から判断すると、申立人がA社に昭和31年4月2日から勤務していたことが認められる。

そして、当該社員台帳では、申立人は、研修期間終了後の昭和31年5月1日からA社C支店に配属となっていることが確認できる。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同期入社である同僚は、配属された各支店において、入社日である昭和31年4月2日から厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

また、B社は、同社では入社日から社会保険に加入させるための手続を行っていたはずであり、申立人の配属されたA社C支店が、他の支店と異なった取扱いをしていたとは考え難いことから、申立人についても入社月である昭和31年4月分から厚生年金保険料を控除していたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年5月の社会保険事務

所（当時）の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和26年4月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月2日から同年5月21日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間の加入記録が無いことが分かった。同社には昭和26年4月2日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保有する社員台帳から判断すると、申立人がA社に昭和26年4月2日から勤務していたことが認められる。

そして、当該社員台帳では、申立人は、研修期間終了後の昭和26年5月21日からA社C支店に配属となっていることが確認できる。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同期入社である複数の同僚は、配属された各支店において、入社日である昭和26年4月2日から厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

また、B社は、同社では入社日から社会保険に加入させるための手続を行っていたはずであり、申立人の配属されたA社C支店が、他の支店と異なった取扱いをしていたとは考え難いことから、申立人についても入社月である昭和26年4月分から厚生年金保険料を控除していたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和26年5月の社会保険事務

所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和26年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月30日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に継続して勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった人事異動発令簿から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（昭和44年7月1日に同社本社から同社C支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和44年4月のオンライン記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った届出を行ったことを認めていることから、事業主は昭和44年5月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は同年5月及び同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成18年12月12日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に対して申立期間に係る賞与支払届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出している申立人に係る厚生年金保険料控除証明書により、申立人は、平成18年12月12日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、A社が提出している厚生年金保険料控除証明書により、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を社会保険事務所に納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7926	男		昭和19年生		平成18年12月12日	80万円
7927	男		昭和17年生		平成18年12月12日	7万円
7928	男		昭和47年生		平成18年12月12日	60万円
7929	男		昭和52年生		平成18年12月12日	28万円
7930	男		昭和28年生		平成18年12月12日	28万円
7931	男		昭和41年生		平成18年12月12日	28万円
7932	男		昭和29年生		平成18年12月12日	35万円
7933	男		昭和54年生		平成18年12月12日	28万円
7934	男		昭和26年生		平成18年12月12日	28万円
7935	男		昭和36年生		平成18年12月12日	28万円
7936	男		昭和46年生		平成18年12月12日	20万円
7937	男		昭和32年生		平成18年12月12日	20万円
7938	男		昭和36年生		平成18年12月12日	20万円
7939	女		昭和15年生		平成18年12月12日	10万円
7940	男		昭和36年生		平成18年12月12日	100万円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和53年2月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、20万円とすることが必要である。

また、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和55年8月29日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、9万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年11月30日から53年2月1日まで
② 昭和53年2月1日から55年7月31日まで
③ 昭和55年7月31日から同年8月29日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。また、B社に勤務した期間のうちの申立期間②の標準報酬月額が相違している。申立期間にはそれぞれの会社に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①及び③については厚生年金保険の被保険者期間として認めるとともに、申立期間②については標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録及びA社の複数の従業員の供述から判断すると、申立人は申立期間①に同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録により、申立人は、昭和53年2月1日にA社の関連会社であるB社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが

確認できるところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含む同社の従業員 26 名の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 52 年 12 月 25 日の後の 53 年 3 月 6 日付けの処理で、さかのぼって 52 年 11 月 30 日と記録されていることが確認できる。

また、A社は、商業登記簿謄本によると、昭和 52 年 12 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後も法人格を有していることが確認できる上、従業員照会により、申立期間①は同社に 8 名の従業員が勤務していたことが確認できることから、同社は、申立期間①に厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、同社を適用事業所でなくする合理的な理由は見当たらない。

さらに、A社の従業員は、同社の社会保険担当者が社会保険事務所（当時）に社会保険料の滞納処理のための交渉に行く際に同行した記憶があると供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所は、申立人が昭和 52 年 11 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、申立人に関する同社従業員の供述から判断して、B社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した 53 年 2 月 1 日とすることが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 52 年 10 月の社会保険事務所の記録から、20 万円とすることが妥当である。

申立期間③について、関連会社であるA社の雇用保険の記録及びB社の複数の従業員の供述から判断すると、申立人は申立期間③にB社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含む従業員 9 名の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 55 年 7 月 31 日の後の同年 8 月 29 日付けの処理で、当初、同年 8 月 28 日と記録されていた資格喪失日が取り消された上で、さかのぼって同年 7 月 31 日と記録されていることが確認できる。

また、B社は、商業登記簿謄本によると、昭和 53 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後も法人格を有していることが確認できる上、従業員照会により、申立期間③は同社に 6 名の従業員が勤務していたことが確認できることから、同社は、申立期間③に厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、同社を適用事業所でなくする合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所は、申立人が昭和 55 年 7 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録が有効なものとは認められないことから、申立人

のB社における資格喪失日は、社会保険事務所により資格喪失処理が行われた55年8月29日とすることが必要である。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和55年6月の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人は、昭和52年11月30日にA社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、53年2月1日に同社の関連会社であるB社の厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、同社における標準報酬月額が、当時受け取っていたはずの報酬額より低いと申し立てている。

しかしながら、B社は、昭和55年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業登記簿謄本によると同社は既に解散しており、当時の事業主の所在も不明であることから、申立人の申立期間②における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立人は申立期間②に係る給与明細書等を保有していないことから、B社において申立期間②に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の従業員に照会したが、給与明細書等を保有している者はおらず、申立人の申立期間②における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

さらに、申立人と同様に、昭和52年11月30日にA社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、B社の厚生年金保険の被保険者資格を取得したすべての従業員は、B社における標準報酬月額が、A社の資格喪失時の標準報酬月額よりも低い額が記録されていることが確認できる。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額が^{そきゅう}遡及訂正された記録は認められず、社会保険事務所により不適正な手続が行われた事実は認められない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月21日から同年9月21日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間にグループ会社であるB社（現在は、C社）からの異動はあったが、A社に継続して勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、D健康保険組合の記録及びC社人事課担当者の供述から判断すると、申立人は昭和48年8月21日にB社からA社に異動した後、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和33年10月1日に、資格喪失日に係る記録を35年4月16日とし、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月1日から35年4月16日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、給与明細書のとおり給与から厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた個人別給与支払票（給与台帳）、給与明細書及び人事記録から、申立人は、申立期間に同社に継続して勤務し（同社B事業所から同社本社に異動、同社本社から同社C事業所に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、個人別給与支払票（給与台帳）及び給与明細書から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者標準報酬月額算定基礎届や被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届け出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の昭和33年10月

から35年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人における厚生年金保険の資格取得日に係る記録を昭和38年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月1日から39年5月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A法人に勤務した期間のうち、試用期間が終わった昭和38年5月1日から39年5月1日までの加入記録が無い旨の回答をもらった。同法人には、38年3月から勤務し、試用期間終了とともに厚生年金保険に加入していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人から提出された在職証明書及び履歴簿（人事記録）並びに雇用保険の記録により、申立人が、昭和38年3月25日に同法人に採用され、同年5月1日に本採用となり、申立期間も同法人に勤務したことが認められる。

また、A法人は、「申立期間当時、従業員を本採用とした後に全員を雇用保険及び厚生年金保険に加入させており、申立人についても本採用となった昭和38年5月1日に雇用保険及び厚生年金保険に加入させ、これら保険料を控除していたはずであるが、厚生年金保険の資格取得手続漏れとなったものと考えられる。」と供述している。

さらに、申立人が記憶する同僚4名は、A法人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にその氏名が確認できるが、いずれも、採用後に3か月から6か月の試用期間を経て本採用となってから厚生年金保険の被保険者資格を取得し、厚生年金保険料を控除されていた旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A法人から提出された履歴簿において確認できる給与額から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、資格取得日について、昭和38年5月1日として届け出るべきところを誤って手続をしていなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月から39年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和25年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から同年6月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。しかし、同社には申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間当時の手帳により、昭和25年4月1日に申立人がA社へ入社した経緯、入社及び退社時間、毎日の天候等が詳細に記録されていることから判断すると、申立人は、同社に同年4月1日から勤務していたことが認められる。

また、上記の手帳の記録では、申立期間とその後の期間に、A社における申立人の勤務時間及び業務内容が同一で継続していることが認められる。

さらに、A社における当時の複数の従業員は、同社では試用期間は無く、入社日から正社員となり、厚生年金保険に加入したとしているところ、当該従業員のうち4人について、それぞれ自身が入社したとする日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和25年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散し、当時の事業主も死亡しているため不明であり、このほかに確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月1日から4年12月21日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支払われていた給与の額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年7月30日より後の同年8月20日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、53万円から8万円にさかのぼって減額訂正する処理が行われたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、上記のような^{そきゅう}遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間に同社の取締役であることが確認できるが、同社の役員及び従業員は、「申立人は、当時、営業担当として勤務しており、社会保険の手続には関与していなかった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成元年7月から同年11月までは47万円、同年12月から3年9月までは50万円、同年10月から6年10月までは53万円、同年11月から7年10月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月1日から7年11月30日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支払われていた給与の額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年11月30日より後の同年12月7日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、元年7月から同年11月までは47万円を6万8,000円、同年12月から3年9月までは50万円を8万円、同年10月から6年10月までは53万円を8万円、同年11月から7年10月までは59万円を9万2,000円にさかのぼって減額訂正する処理が行われたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、上記のような遡^{そきゅう}及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は平成4年6月30日に同社の取締役^{とくさつやく}に就任しているが、上記訂正処理が行われた7年12月7日より前の同年9月25日に取締役を辞任していることが確認できる。

また、A社の複数の同僚は、「申立人は、申立期間当時、営業担当であり、厚生年金保険の手続には関与していなかった。」としていることから、申立人が上記減額訂正に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額につい

て、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成元年7月から同年11月までは47万円、同年12月から3年9月までは50万円、同年10月から6年10月までは53万円、同年11月から7年10月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和47年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月21日から同年9月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いことが判明した。異動はあったが、A社に継続して勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、A社から提出された辞令及び在籍証明書により、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務(昭和47年8月21日に同社C工場から同社B工場に異動)していたことが確認できる。

また、申立人から提出された家計簿には、申立期間を含む昭和47年1月から12月までの毎月の給与支給額及び厚生年金保険料控除額が記載されており、申立期間の前後の期間の給与支給額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録と一致していることから、当該家計簿に記載されている保険料控除額は、給与明細書に記載された金額が忠実に転記されたものと判断できる。

以上のことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、家計簿に記載された保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺

事情も無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和45年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月28日から45年2月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらったが、申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に申立期間も継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しているため確認できず、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成4年8月1日から同年10月1日までの期間及び11年8月1日から15年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、4年8月及び同年9月は38万円、11年8月から同年12月までは32万円、12年1月から15年3月までは36万円、同年4月は32万円、同年5月から同年8月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から15年10月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額と相違していることが分かったので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成4年1月から同年9月までは36万円、同年10月から10年9月までは38万円、同年10月から11年7月までは36万円、同年8月から15年8月までは30万円、同年9月は41万円とされている。

しかし、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、申立期間のうち、平成4年8月1日から同年10月1日までの期間及び11年8月1日から15年9月1日までの期間について、その主張する報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録

の訂正及び保険給付を行うのは、事業主が控除していたと認められる保険料額又は支払総額に見合う標準報酬月額の内であることから、いずれか低い額を認定することとなる。

したがって、給料支払明細書により確認できる保険料控除額により、当該期間の標準報酬月額を、平成4年8月及び同年9月は38万円、11年8月から同年12月までは32万円、12年1月から15年3月までは36万円、同年4月は32万円、同年5月から同年8月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が長期間にわたって一致しないことから、事業主は給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は上記訂正後の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、平成4年1月1日から同年8月1日まで及び同年10月1日から11年8月1日までの期間については、申立人の給料支払明細書により確認できる保険料控除額又は支払総額に見合う標準報酬月額のいずれか低い額は、オンライン記録と一致又は下回っていることが確認できることから、特例法の対象にならない。

また、平成15年9月については、給与支払明細書が無い場合申立人の保険料控除額及び支払総額を確認できないが、給与支払明細書において確認できる同年5月から同年8月までの保険料控除額に見合う標準報酬月額（41万円）とオンライン記録の同年9月の標準報酬月額が一致していることから、同年9月の標準報酬月額は不自然とはいえず、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、平成19年5月18日の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成19年5月18日

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社における申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳の写しにより、申立人は、平成19年5月18日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、源泉徴収簿兼賃金台帳の厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年1月12日に、申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7966	男		昭和25年生		平成19年5月18日	150万円
7967	男		昭和31年生		平成19年5月18日	150万円
7968	男		昭和32年生		平成19年5月18日	150万円
7969	男		昭和36年生		平成19年5月18日	150万円
7970	男		昭和27年生		平成19年5月18日	150万円
7971	男		昭和30年生		平成19年5月18日	150万円
7972	男		昭和35年生		平成19年5月18日	150万円
7973	男		昭和39年生		平成19年5月18日	150万円
7974	男		昭和38年生		平成19年5月18日	150万円
7975	男		昭和30年生		平成19年5月18日	140万円
7976	男		昭和37年生		平成19年5月18日	140万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年3月14日から同年4月3日までの期間及び45年1月21日から同年3月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を44年3月14日に、資格喪失日に係る記録を45年3月21日に訂正し、44年3月の標準報酬月額を7,000円、45年1月及び同年2月の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月14日から45年3月21日まで
厚生年金保険の加入状況等を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間のうち昭和44年4月3日から45年1月21日までの期間について被保険者の加入記録はあるが、標準報酬月額が給料支払明細書にある給与支給額と大きく乖離しているので、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

また、申立期間については、厚生年金保険料の控除が給料支払明細書で確認できるので、すべての期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給料支払明細書により、申立人はA社に昭和44年3月14日から45年3月20日まで継続して勤務していることが確認でき、申立期間のうち44年3月14日から同年4月3日までの期間及び45年1月21日から同年3月21日までの期間について、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の支給額合

計及び厚生年金保険料控除額から、昭和 44 年 3 月の標準報酬月額が 7,000 円、45 年 1 月及び同年 2 月の標準報酬月額は 1 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立てどおりの被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難い。このことから、事業主が昭和 44 年 4 月 3 日を資格取得日とし、45 年 1 月 21 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 44 年 3 月、45 年 1 月及び同年 2 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人は、申立期間のうち昭和 44 年 4 月 3 日から 45 年 1 月 21 日までの期間について、標準報酬月額が相違していると申立てているところ、申立人から提出のあった当該期間に係る給料支払明細書により、オンライン記録の標準報酬月額を超える月収入（総支給額）を得ていたことは確認できる。

しかし、上記給料支払明細書の厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、オンライン記録の申立人に係る標準報酬月額と一致している。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなっている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年4月1日から同年7月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間が厚生年金保険加入期間でないことが判明した。申立期間にB社の関係会社であるA社に異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社からA社へ同時期に異動した複数の従業員の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和43年4月1日にB社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年7月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が既に死亡しているため不明であるが、申立期間のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る記録が失われたとは考えられない。

仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、

いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出の記録をしてないことは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 43 年 4 月から同年 6 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 15 日

平成 17 年 7 月 15 日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与の厚生年金保険の加入記録が無い。保険料控除が確認できる賞与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成 17 年上期の賞与明細書により、申立人は、同年 7 月 15 日に A 社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書から、8 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社では当時の担当者が既に退職しており、詳細は不明であると回答しているが、同社が提出している申立てに係る賞与支払届について年金事務所に内容を確認したところ、同賞与支払届は、同社から厚生年金基金経由で平成 17 年 8 月 10 日に提出されたものの、記載事項不備のため社会保険事務所（当時）から返戻されたものと思われる旨の回答を得た。このことから判断して、同社は、当該賞与支払届を社会保険事務所から返戻された後、改めて賞与支払届を社会保険事務所に提出しなかった結果、申立てに係る標準賞与額が記録されなかったものと認められる。

したがって、社会保険事務所は、申立人に係る平成 17 年 7 月 15 日の賞与に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和27年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月1日から同年9月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された異動先、職名、異動年月日等が記載された人事記録及び回答書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和27年9月1日に同社C支店から同社本社（海上勤務）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和27年7月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和33年11月15日に、資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年11月15日から同年12月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間についても継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の職歴等に関する回答書から、申立人はA社に継続して勤務し(昭和33年11月15日にA社D支店から同社C支店に異動し、同年12月1日に同社C支店から同社E出張所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D支店における昭和33年10月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、正社員全員を厚生年金保険に加入させていたことから、正社員である申立人についても保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。また、仮に、事業主から申立人に係る厚

生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 33 年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C本部の資格喪失日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月31日から同年9月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにB社から提出された「職員カード」等から判断すると、申立人は、A社及び関連会社のD社に継続して勤務し（昭和47年9月1日にA社C本部からD社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C本部における昭和47年7月の社会保険事務所の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和47年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料

に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社（現在は、B社）が当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「賞与明細一覧表」により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与明細一覧表」における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に

対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録をそれぞれ150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月30日
② 平成18年6月30日

申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社（現在は、B社）が当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「賞与明細一覧表」、「社員別賞与支給一覧」及び「社員別賞与控除一覧」により、申立人は、申立期間①及び②にA社から賞与の支払を受け、それぞれ150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、「賞与明細一覧表」、「社員別賞与支給一覧」及び「社員別賞与控除一覧」における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、それぞれ150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に

対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を109万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社（現在は、B社）が当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「賞与明細一覧表」により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、109万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与明細一覧表」における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、109万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に

対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を119万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社（現在は、B社）が当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「賞与明細一覧表」により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、119万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与明細一覧表」における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、119万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に

対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録をそれぞれ150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月30日
② 平成18年6月30日

申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社（現在は、B社）が当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「賞与明細一覧表」、「社員別賞与支給一覧」及び「社員別賞与控除一覧」により、申立人は、申立期間①及び②にA社から賞与の支払を受け、それぞれ150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、「賞与明細一覧表」、「社員別賞与支給一覧」及び「社員別賞与控除一覧」における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、それぞれ150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に

対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社（現在は、B社）が当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「賞与明細一覧表」により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与明細一覧表」における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に

対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録をそれぞれ150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月30日
② 平成18年6月30日

申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社（現在は、B社）が当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「賞与明細一覧表」、「社員別賞与支給一覧」及び「社員別賞与控除一覧」により、申立人は、申立期間①及び②にA社から賞与の支払を受け、それぞれ150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、「賞与明細一覧表」、「社員別賞与支給一覧」及び「社員別賞与控除一覧」における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、それぞれ150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に

対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を128万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社（現在は、B社）が当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「賞与明細一覧表」により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、128万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与明細一覧表」における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、128万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に

対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年6月30日は127万円、18年6月30日は144万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月30日
② 平成18年6月30日

申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社（現在は、B社）が当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「賞与明細一覧表」、「社員別賞与支給一覧」及び「社員別賞与控除一覧」により、申立人は、申立期間①及び②にA社から賞与の支払を受け、申立期間①は127万円、申立期間②は144万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、「賞与明細一覧表」、「社員別賞与支給一覧」及び「社員別賞与控除一覧」における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は127万円、申立期間

②は144万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を104万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社（現在は、B社）が当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「賞与明細一覧表」により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、104万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与明細一覧表」における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、104万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に

対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録をそれぞれ150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月30日
② 平成18年6月30日

申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社（現在は、B社）が当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「賞与明細一覧表」、「社員別賞与支給一覧」及び「社員別賞与控除一覧」により、申立人は、申立期間①及び②にA社から賞与の支払を受け、それぞれ150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、「賞与明細一覧表」、「社員別賞与支給一覧」及び「社員別賞与控除一覧」における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、それぞれ150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に

対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録をそれぞれ150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月30日
② 平成18年6月30日

申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社（現在は、B社）が当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のされた「賞与明細一覧表」、「社員別賞与支給一覧」及び「社員別賞与控除一覧」により、申立人は、申立期間①及び②にA社から賞与の支払を受け、それぞれ150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、「賞与明細一覧表」、「社員別賞与支給一覧」及び「社員別賞与控除一覧」における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、それぞれ150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に

対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社（現在は、B社）が当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「賞与明細一覧表」により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与明細一覧表」における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に

対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を70万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社（現在は、B社）が当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「賞与明細一覧表」により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、70万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与明細一覧表」における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、70万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に

対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成13年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。平成9年の入社以来、同社及びB社に継続して勤務しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出のあった給与明細書及びA社から提出のあった人事関係書類から、申立人は、A社及びB社に継続して勤務し(平成13年4月1日にA社からB社に原籍出向)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が平成13年3月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料

を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果41万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の38万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年11月1日から19年6月1日まで

ねんきん特別便を見て、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低いことが分かったので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

このため、申立人の標準報酬月額については、申立期間に係る当該給与明細書から確認できる報酬月額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、また、給与明細書から確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月16日から6年1月31日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を24万円に訂正することが必要である。

また、平成6年10月31日から7年7月4日までの期間に係るA社における資格喪失日は、同年7月4日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要であり、申立人の標準報酬月額については、9万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年7月16日から6年1月31日まで
② 平成6年10月31日から7年7月4日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B社で勤務した期間の申立期間①について標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間①の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

また、A社に勤務した期間のうちの申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初申立人が主張する24万円と記録されていたところ、平成6年1月18日付けで、4年7月16日にさかのぼって8万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、B社の当時の事業主及び従業員 25 人についても平成 6 年 1 月 18 日及び同年 1 月 19 日付けで減額訂正されていることが確認できる。

さらに、当該事業所の元事業主は、「申立期間当時は資金繰りに苦慮しており、給与の支払は遅れ気味であった。」旨を供述しているところ、社会保険事務所は、当該事業所の保険料滞納に係る資料は保存期限経過のため既に無く、確認できないため不明である旨を回答している。

これらを総合的に判断すると、平成 6 年 1 月 18 日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実^{そきゅう}に即したものと^{そきゅう}は考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該^{そきゅう}遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、24 万円に訂正することが必要と認められる。

申立期間②について、雇用保険の記録から、グループ会社の名称ではあるものの申立人が平成 7 年 7 月 3 日まで A 社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録では、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日は、平成 7 年 4 月 30 日と記録されているが、同日より後の 8 年 1 月 8 日に、申立人の同社における被保険者資格喪失日は、当初、7 年 7 月 4 日と記録されていたものを 6 年 10 月 31 日と^{そきゅう}遡及訂正処理されていることが確認できる上、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の記録の中には、同日以降の異なる日付で被保険者資格を喪失した旨の記録を 8 年 1 月 8 日に^{そきゅう}遡及訂正されているものが多数存在しており、かつ、当該^{そきゅう}遡及訂正処理前の記録から、7 年 4 月 30 日において同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 6 年 10 月 31 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の A 社における資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日であり、事業主が当初社会保険事務所に届け出た記録から 7 年 7 月 4 日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、社会保険事務所における平成 6 年 10 月の定時決定に係る記録から、9 万 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年2月11日から46年7月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を45年2月11日、資格喪失日に係る記録を46年7月21日とし、当該期間の標準報酬月額を、45年2月から同年7月までは5万2,000円、同年8月から46年6月までは7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から46年7月21日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和44年11月から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和45年2月11日から46年7月20日までの期間については、雇用保険の加入記録及びA社の複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

そして、A社の複数の従業員は、「当時は、3か月程度の試用期間を経て厚生年金保険に加入し、給与から保険料が控除されていた。」旨供述している上、現在の社会保険担当者は、「申立期間当時の関係資料は残っておらず不明であるが、現在は、3か月の試用期間を経て正社員となり、正社員になれば厚生年金保険に加入し給与から保険料が控除されている。」旨供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する

と、申立人は、申立期間のうち、昭和45年2月11日から46年7月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における同僚（同年齢、同職種の従業員）の社会保険事務所の記録から、昭和45年2月から同年7月までは5万2,000円、同年8月から46年6月までは7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡しており、不明であるが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年2月から46年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和44年11月から45年2月11日までの期間については、雇用保険の加入記録が確認できない上、A社における申立人と業務内容及び勤務形態の同質性の高い複数の従業員は、「当時、試用期間は、3か月程度あり、その期間中は保険料控除がなかった。」旨供述している。

このことは、オンライン記録から、これら従業員のA社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日が試用期間後であることから確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和44年11月から45年2月11日までの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月9日

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、平成19年7月9日に、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年10月15日に申立人に係る賞与支払届を提出していることから、

社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、〈申立期間〉（別添一覧表参照）に、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の

平成21年10月15日に申立人に係る賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
8022	男		昭和33年生		平成18年12月12日	85万 円
8023	男		昭和24年生		平成18年12月12日	80万 円

東京厚生年金 事案 8024

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和62年6月20日から同年10月13日までの期間に係る事業所における資格喪失日は、同年10月13日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、47万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月20日から63年6月20日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和61年3月1日から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和62年6月20日から同年10月13日までの期間については、A社の複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、当該期間において同社に継続して勤務していたことが推認される。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和62年6月30日の後の同年10月13日付けで、申立人について、同年6月20日にさかのぼって被保険者資格を喪失した旨の処理が行われていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本によると、上記処理日において、同社は、法人であり、従業員数等に変わりはないことが確認できることから、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められ、当該適用事

業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について、昭和62年6月20日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における被保険者資格の喪失日は、上記処理日の同年10月13日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和62年5月のオンライン記録から、47万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和62年10月13日から63年6月20日までの期間については、A社の複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、当該期間において同社に継続して勤務していたことが推認される。

しかしながら、A社の代表者は所在不明であり、同社における申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が当該期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認できなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和62年10月13日から63年6月20日までの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 8025

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格取得日に係る記録を昭和24年9月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年9月6日から同年10月13日まで
A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る職工名簿及び申立人と同時期にA社C事業所から同社本店に異動した従業員の供述から判断すると、申立人は申立期間に同社に継続して勤務し（昭和24年9月5日にA社C事業所から同社本店に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和24年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間当時の資料を廃棄していることから不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に
対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が
無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和37年6月1日）及び資格取得日（38年6月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を37年6月から同年9月までは2万2,000円、同年10月から38年2月までは2万4,000円、同年3月から同年5月までは2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月1日から38年6月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録によると、申立人は同社において昭和34年4月1日に資格を取得し、37年6月1日に資格を喪失した後、38年6月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間に係る被保険者記録が無い。

しかし、A社から提出された在職証明書、社内歴及び申立人に係る健康保険組合並びに雇用保険の記録から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、同社の社内歴から、申立人は、昭和34年4月1日から平成8年9月20日まで同社に正社員として勤務していたことは間違いなく、当時の賃金台帳は保存していないが、申立人は退職していないのだから、当然申立期間の給与から厚生年金保険料を控除していたとしている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員のオンライン記録を確認したところ、すべての従業員について厚生年金保険の加入記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所（当時）における申立期間前後の申立人の記録及び申立期間における同僚の記録から、昭和37年6月から同年9月までは2万2,000円、同年10月から38年2月までは2万4,000円、同年3月から同年5月までは2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年6月から38年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月31日

A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。A社は社会保険事務所(当時)に訂正の届出を行ったものの、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間は年金給付に反映されない記録となっているので、年金が給付されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

賞与明細書により、申立人は、平成16年3月31日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における保険料控除額から、50万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てに係る届出に誤りがあったことを認めており、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を19万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月1日から55年8月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給料より低い金額になっていた。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初19万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(昭和55年9月12日)の後の同年11月6日付けで、さかのぼって3万3,000円に減額処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、経理担当者として当時の代表取締役と滞納保険料の支払について、社会保険事務所を訪れたとしているが、当時の同僚は、申立人は代表取締役の指示により業務を行っており、「一般経理事務の範囲の職務であった。」と供述していることから、申立人が上記減額処理について権限を有していたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、昭和54年10月から55年7月までの期間に係る標準報酬月額についてさかのぼって減額処理する合理的な理由は無く、申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た19万円に訂正することが必要である。

東京厚生年金 事案 8031

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和29年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月20日から29年2月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、同社には継続して勤務し給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給与明細書、雇用保険の加入記録、健康保険組合の加入記録及びA社が保管する職員経歴台帳から、申立人は同社に継続して勤務し(昭和29年2月1日にA社(本店)から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年12月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく

定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは通常考え難いことから、事業主が、昭和 28 年 1 月 20 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 1 月から 29 年 1 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から60年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月から60年2月まで

私の妻は、私が厚生年金保険の適用事業所を退職後、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）が無く、申立人の所持する年金手帳に国民年金手帳の記号番号の記載はない上、申立人は加入手続に関与しておらず、加入手続をしたとする妻は、申立人の国民年金手帳の受領・所持に関する記憶は乏しい。

また、申立人に手帳記号番号が払い出された記録は無く、基礎年金番号取得時の平成9年1月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7056

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月から61年3月まで
私は、会社を辞めてから次の会社に勤めるまでは、必ず国民年金保険料を納めていた。それなのに、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、保険料の納付場所、納付金額等の記憶が曖昧であり、昭和59年8月に強制加入及び60年9月に資格喪失した記録になっており、その後の再加入については、61年4月に第3号被保険者資格を取得していることがオンライン記録及び申立人が所持している国民年金手帳で確認できるので、申立期間の納付書は発行されなかったと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から48年4月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から48年4月まで

私は、国民年金付加保険料制度が始まったことを新聞等で知り、区役所で手続をして付加保険料を納めてきた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、付加保険料の納付の申出をした時期についての記憶が乏しい。

また、申立人の特殊台帳及び年度別納付状況リストにより、申立人は付加保険料の納付を昭和48年5月から開始していることが確認できる上、申立人が国民年金の加入手続及び付加保険料納付の申出をし、付加保険料を納付したとする申立人の長女も、申立人と同様昭和48年5月から付加保険料の納付を開始しているなど、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容およびこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から61年3月までの期間及び63年4月から平成3年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年7月から61年3月まで
② 昭和63年4月から平成3年8月まで

私は、国民年金に加入後、母に国民年金保険料を渡し、母が申立期間の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする母親は、保険料の納付時期、納付場所及び保険料額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。

申立期間①については、オンライン記録により、申立人は当該期間直後の昭和61年4月から62年3月までの保険料を、時効期間経過直前の63年7月に過年度納付していることが確認でき、この納付時点では当該期間の保険料は時効により納付することができないこと、母親も厚生年金保険被保険者期間を除く自身の保険料が未納であることなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された62年7月ごろの時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、別の年金手帳を所持していた記憶が無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、オンライン記録により、当該期間直後の平成3年9月から4年3月までの保険料は、時効期間経過直前の5年10月に過年度納

付していることが確認でき、この納付時点では当該期間の保険料は時効により納付することができないなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年11月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年11月から57年3月まで

私は、会社を退職する際、上司から国民年金の加入手続を行うようにアドバイスを受けたため、退職後直ちに国民年金の再加入手続をして付加保険料を含む国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の再加入手続に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の特殊台帳及びオンライン記録によると、申立人は申立期間直後の昭和57年4月に任意加入していることが確認でき、任意加入の場合には、制度上、さかのぼって保険料を納付することができないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 2 月から 54 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 2 月から 54 年 7 月まで

私は、夫から夫婦二人分の国民年金保険料を渡されて納付してきた。申立期間は夫に内緒で保険会社に勤務していたが、夫から受け取った二人分の保険料は、そのまま金融機関から納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、還付整理簿及び還付リストにより、申立期間のうち、昭和 53 年 2 月及び同年 3 月分の保険料は、公的年金誤納を理由として同年 9 月に還付決議がされ、同年 10 月に還付されていることが確認でき、当該資料に還付理由、還付金額、還付期間、還付決定日及び還付支払日等が明確に記載されており、この記載内容に不合理な点は無い。

さらに、当該還付手続時点で、社会保険庁（当時）は、申立人が昭和 53 年 2 月に国民年金被保険資格を喪失したことを把握していたと考えられ、オンライン記録においても、申立期間は未加入期間であったことが確認でき、未加入期間は、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から58年3月までの期間及び58年10月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から58年3月まで
② 昭和58年10月から59年3月まで

私は、申請免除を受けていた期間の夫婦二人分の国民年金保険料約10万円を区役所の出張所の窓口で、妻と一緒に一括追納したはずである。申立期間の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及び一緒に納付したとする妻は、保険料を追納した時期、追納した際の諸手続などの記憶が曖昧である。

また、追納した二人分の金額について、申立人は約10万円、妻は数万円としているが、いずれも申立期間の夫婦二人分の保険料を追納した場合の額と大きく相違すること、申立人が納付したとする区役所出張所では保険料を追納することはできないことなど、申立期間の保険料を追納したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から38年9月までの期間及び同年10月から39年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年7月から38年9月まで
② 昭和38年10月から39年3月まで

私は、昭和36年4月ごろに国民年金に加入し、夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を39年3月ごろに集金人に納付した。申立期間の保険料が未納又は国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人からは健康上の理由で当時の具体的な状況を聴取することが困難であり、申立人が保険料を一緒に納付していたとする夫も、申立期間は厚生年金保険加入期間を除き保険料が未納又は国民年金に未加入である。

申立期間①については、申立人が保険料を納付したとする昭和39年3月時点で、当該期間のうち38年4月以降の保険料は現年度納付することが可能であったが、申立人の所持する国民年金手帳の昭和38年度の検認欄に検認印が無いことから現年度納付されていなかったことが確認でき、また、申立人は、当該期間の保険料を過年度納付したことに関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が所持する国民年金手帳及びオンライン記録により、申立人は、夫が厚生年金保険に加入した昭和38年10月に国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認でき、当該期間は未加入期間となるため、制度上、保険料を納付することができないなど、当該期間の保険料

を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 6 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月から 56 年 3 月まで

私の妻は、私が昭和 51 年 6 月に退職し、56 年 4 月に厚生年金保険に加入するまで、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻は、保険料の納付額等の記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する昭和 54 年分から 56 年分までの確定申告書には、国民年金保険料支払額が明記されておらず、54 年分の確定申告書に記載された社会保険料控除額は、54 年の国民年金保険料額を大きく下回り、56 年分の確定申告書に記載された社会保険料控除額は、同年中の申立人の厚生年金保険料及び国民健康保険料の推計額とおおむね一致しており、国民年金保険料を含んでいるとは考え難いなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金に加入した記録が無く、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 43 年 8 月まで

私は、国民年金制度が創設された昭和 36 年に国民年金に任意加入し、自宅に来た市の集金人に国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当時所持していたとする国民年金手帳の表紙の色は、申立期間より後に交付されていた国民年金手帳のものと一致し、申立人が申立期間当初に納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額と相違しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 43 年 9 月に国民年金に任意加入しており、制度上、申立期間の保険料をさかのぼって納付できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7074

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 3 月から 41 年 3 月までの期間、41 年 7 月から 44 年 3 月までの期間、45 年 1 月から 49 年 3 月までの期間及び 50 年 1 月から 52 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月から 41 年 3 月まで
② 昭和 41 年 7 月から 44 年 3 月まで
③ 昭和 45 年 1 月から 49 年 3 月まで
④ 昭和 50 年 1 月から 52 年 9 月まで

私の妻は、昭和 54 年 10 月の結婚直後に、区の職員から私の結婚前の国民年金保険料に未納があることを聞き、私の国民年金手帳の再発行を行うとともに、未納だった保険料をさかのぼって納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料をさかのぼって納付したとする申立人の妻及び申立人は、保険料の納付方法及び納付場所の記憶が曖昧であり、納付した保険料の計算書に記載されていたとする金額は、第3回特例納付により納付した場合の申立期間の保険料額と相違するなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から60年3月まで

私は、昭和60年3月ごろ、会社を退職した際に、会社の人に言われて国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金の加入時期、保険料の納付方法等に関する申立人の記憶は曖昧である上、納付したとする金額は、申立期間の保険料額と相違するなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和60年5月に払い出されており、申立人が当時居住していた市の特殊台帳、被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳には、申立人は60年4月1日に国民年金に加入した旨が記載されており、申立期間は厚生年金保険被保険者の配偶者であるため、未加入期間となり、制度上、保険料をさかのぼって納付できない期間である上、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から43年2月までの期間、52年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から43年2月まで
② 昭和52年10月及び同年11月

勤務先を退職した昭和55年10月ごろに、私の妻が、私の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼって納付したはずである。妻は申立期間の保険料が納付済みであるのに、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻が夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付したとする昭和55年には第3回特例納付が実施されているものの、申立人の妻及び申立人は、保険料の納付時期、納付月数等の記憶が曖昧であり、納付したとする保険料の金額は、申立期間の保険料及び申立人の妻の第3回特例納付により納付済みとされている期間の保険料を特例納付した場合の保険料額と相違するなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成5年8月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。また、51年4月から53年12月までの保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月から53年12月まで

私は、夫が昭和51年3月に厚生年金保険に加入した後も国民年金保険料を納付していた。昭和51年3月の保険料を還付された記憶も無い。申立期間が未加入とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和51年3月については、申立人が所持する42年1月に発行された国民年金手帳には、51年3月に国民年金被保険者資格を喪失し、54年1月に強制被保険者資格を取得した旨記載されており、申立人の夫が51年3月から53年12月まで厚生年金保険に加入していることから、当該記載内容に不自然さは無い。また、オンライン記録には、還付理由、還付金額、還付期間、還付決定日、請求者の氏名、住所、振込先口座番号、送金通知書作成年月日が明確に記録されており、請求者の氏名、住所及び還付金額は、還付決定された61年3月当時の申立人の氏名、住所及び51年3月の保険料額と一致しているなど、当該記録内容に不合理な点は無く、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。
- 2 申立期間のうち、昭和51年4月から53年12月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の任意加入手続、当該期間当時居住していた区への51年2月の転入に係る住所変更手続及び保険料の納付額の記憶が曖昧である。また、申立人が所持する国民年金手帳には、当該期間当時居住していた区の住所の記載が無く、当該期間より

前の 51 年 2 月まで居住していた市及び当該期間後の 55 年 12 月に転入した市の住所が記載されており、上述 1 のとおり、当該国民年金手帳には、当該期間の国民年金被保険者資格の記載が無く、オンライン記録には、当該期間直前の保険料を還付された記録があるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和 51 年 3 月の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。また、51 年 4 月から 53 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から52年12月まで
昭和50年3月から57年9月まで婚姻していた私の妻は、妻の叔母が特例納付したところに、私の申立期間の国民年金保険料を特例納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年8月時点では、第3回特例納付が実施されており、申立人の妻の叔母は第3回特例納付により13か月分の保険料を納付しているものの、申立人は、保険料の特例納付に関与しておらず、保険料を特例納付したとする妻から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間後に未納期間が散見されるとともに、申立人の妻も、申立期間のうち、20歳になった昭和48年8月から52年9月までの保険料が未納となっているなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7089

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 6 月から 39 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月から 39 年 6 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を区の集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時所持していたとする国民年金手帳の記憶や納付方法に係る記憶が曖昧であり、申立人の被保険者台帳では、申立期間に近接する昭和 39 年 10 月から 40 年 3 月までの保険料を 42 年 1 月に過年度納付していることが確認でき、当該時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立期間当時同居し、申立人と同じ 40 年 11 月に国民年金手帳の記号番号が払い出されている申立人の義兄は、厚生年金保険加入期間を除き、申立期間の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7090

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年11月まで

私は、青果店で働いていた昭和36年4月ごろに、雇用主に勧められて国民年金の加入手続きを行い、雇用主が毎月の給与から私の国民年金保険料を、組合を通じて、納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用主が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする雇用主から当時の納付状況等を聴取することができず、雇用主が加入していたとする組合は既に解散しており、当時の状況が不明である。また、申立人は、給与から差し引かれていたとする保険料の金額の記憶が曖昧であるなど、申立人の雇用主が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年5月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7091

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 60 年 3 月まで
私の妻は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付書により金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻及び申立人は、申立期間当初の国民年金の再加入手続の状況、保険料の納付頻度、納付額等の記憶が曖昧である。また、申立人が所持する国民年金手帳には、申立人が当時居住していた区の住所の記載が無く、申立期間よりも前の昭和 54 年 6 月まで居住していたとする町の住所が記載されていることから、申立人に対して保険料の納付書は発行されていないものと考えられるなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から48年3月まで

私が20歳のころに、義姉が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を数か月間、納付してくれていた。昭和43年10月以降については、私は、ガソリンスタンドに勤務し、給料をもらうようになったため、勤務先に来る金融機関の担当者に納付書と預金通帳を渡し、兄と一緒に保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその義姉が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、義姉は、申立人の保険料の納付方法に関する記憶が曖昧である。

また、申立人及びその義姉は、保険料を毎回納付書で納めていたと説明しているが、申立人が居住する市では、申立期間の大部分の保険料の納付方法は、過年度納付する場合を除き印紙検認方式であったことなど、申立人及びその義姉が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、義姉は、申立人が就職するまでは、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出されている申立人の兄の保険料と一緒に納付していたと説明しており、申立人は、就職後は申立人の兄と一緒に納付していたと説明しているが、申立人の兄も申立期間の自身の保険料が未納であるなど、申立人及びその義姉が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 7 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月から 52 年 3 月まで

私の国民年金保険料は夫と一緒に納付してくれていた。また、昭和 52 年ごろに引っ越した時、市役所で「60 歳まで納付しても年金を受給するには、私の保険料納付期間は 2 年間足りなく、夫の保険料納付期間は 1 年間足りない。」と言われたため、さかのぼって納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）が無く、申立人の国民年金の住所変更手続及び保険料納付をしていたとする夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である上、申立期間の夫の保険料も未納である。

また、申立人は、昭和 52 年ごろ年金の受給資格期間を満たすため申立期間の保険料をさかのぼって納付したとしているが、オンライン記録から申立人は第 3 回特例納付により 6 か月分のみ保険料を納付していることが確認できる。

この特例納付については、申立人が第 3 回特例納付で納付した時点では、昭和 52 年 4 月までさかのぼった過年度納付を含め 60 歳到達時まで保険料を納付したとしても、夫の厚生年金保険の加入期間中配偶者である申立人が任意加入しなかった期間に当たる合算対象期間を合わせた納付月数は 295 月となり、受給資格期間の 300 月に 5 か月不足していたため、受給資格期間を満たすために 6 か月分の保険料を特例納付したと考えられるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から49年12月まで

私は、昭和36年4月ごろ、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が当時居住していた区では、申立期間の大部分は印紙検認方式による保険料の納付が行われていたが、申立人は印紙検認により保険料を納付した記憶が曖昧である。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った際にオレンジ色の年金手帳を受け取ったと説明しているが、同色の年金手帳は昭和49年11月から発行されていることから、加入手続は同月以降に行われたと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が昭和50年1月に任意加入の申出をしたことに伴って払い出されており、申立期間は、夫が厚生年金保険被保険者であったため、国民年金の任意加入適用期間となり、この場合には、制度上、当該払出時点からさかのぼって申立期間の保険料を納付することはできないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から51年3月まで

私は、昭和45年*月に20歳になったのを契機に国民年金の加入手続をした。申立期間の国民年金保険料は、私が、両親の分と一緒に3名分を納付していたはずである。一緒に納付した両親の保険料は納付済みとなっているのに、申立期間の保険料が私だけ未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の際にオレンジ色の年金手帳を交付されたとしているが、同色の年金手帳は昭和49年11月から発行されていることから加入手続は同月以降に行われたと考えられる。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付方法について、口座振替であり、納付書で納付した記憶は無いとしているが、申立人が当時居住していた区では申立期間当時に口座振替による納付は実施されていなかったなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年2月ごろの時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から49年12月まで

私の父は、私が20歳になった昭和44年*月に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料の納付をしてくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の父親が国民年金の加入手続きをし、保険料の納付をしていたとする申立人の母親は、昭和52年2月に任意加入しており、申立人の国民年金手帳の記号番号と15番違いの番号が払い出されていることから申立人と同時期に加入手続きをしたと考えられる上、父親から渡されたとする年金手帳はオレンジ色であり、同色の年金手帳は、49年11月から発行されていることから加入手続きは同月以降に行われたと考えられるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年2月ごろの時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成2年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成2年4月まで

私は、昭和61年2月に国民年金の任意加入手続を行い、その後は65歳になるまでずっと国民年金保険料を納付したはずである。申立期間が未加入期間で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付状況についての記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄から申立人は、昭和62年10月17日に任意加入した後の63年4月5日に任意加入資格を喪失し、平成2年5月21日に再び任意加入していることが確認でき、当該記録はオンライン記録の資格取得及び資格喪失の日付に合致している。

さらに、申立期間は、任意加入資格を喪失し、次に資格取得するまでの未加入期間であることから、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 12 月から 49 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月から 49 年 11 月まで

私の母は、私が婚姻した昭和 39 年 12 月に私の国民年金の加入手続きを行い、39 年 12 月から 41 年 8 月まで、私の国民年金保険料を納付していた。また、母と別居した 41 年 9 月以降は、私が保険料を納付していた。申立期間が未加入で、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び申立人が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間のうち、昭和 39 年 12 月から 41 年 8 月までの期間については、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であり、41 年 9 月から 49 年 11 月までの期間については、申立人は、保険料の納付方法、納付場所及び納付額の記憶が曖昧であるなど、申立人の母親及び申立人が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 49 年 12 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7106

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月から49年6月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年11月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7107

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、元妻に国民年金の加入手続をしてもらい、国民年金制度開始当初からの未納分の保険料を一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は第 3 回特例納付実施期間中の昭和 53 年 7 月に払い出されているが、元妻が一括納付したとする保険料額は申立期間の保険料を第 3 回特例納付により納付した場合の金額と大きく異なっている。

また、申立人は、昭和 36 年 4 月から申立期間直前までの期間の保険料を第 3 回特例納付により納付し、申立期間直後の保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人は、上記払出時点で特例納付等をしなければ 60 歳到達時まで保険料を納付したとしても国民年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付等をしたと考えられることなど、元妻が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7108 (事案 2795 の再申立)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 41 年 3 月まで

私は、母親から強く勧められ、国民年金に加入し、毎月、区役所の出張所で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人が納付したとする金額は申立期間の保険料額と大きく異なるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 42 年 11 月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 1 月 21 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

これに対して申立人は保険料を納付していたと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間及び 39 年 1 月から 40 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 39 年 1 月から 40 年 3 月まで

私は、結婚後に国民年金に加入し、忘れることなく自分で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

申立期間①のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 9 月までの期間については、オンライン記録から、当該期間は厚生年金保険の加入期間で、38 年 7 月に脱退手当金を受給していることが確認できることから、制度上、保険料を納付することができない期間である。

申立期間①のうち、昭和 37 年 10 月から 38 年 3 月までの期間については、申立人が所持する国民年金手帳の当該期間の印紙検認記録欄に検認印が無いこと、申立人の最初の国民年金手帳の記号番号は 38 年 9 月ごろに払い出されていることから、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であるが、上記のとおり、申立人から当時の状況を聴取することが困難であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が所持する年金手帳の当該期間の印紙検認記録欄に検認印が無いこと、申立人が所持する「昭和 38 年度国民年金保険料

及び手帳預り証」にも昭和 39 年 1 月以降の欄に押印が無いこと、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であるが、上記のとおり、申立人から当時の状況を聴取することが困難であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7110

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から37年3月までの期間及び37年10月から38年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から37年3月まで
② 昭和37年10月から38年3月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付してくれていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間当時に申立人と同居していた申立人の妹は、国民年金手帳の記号番号が昭和36年4月に申立人と連番で払い出されていることが確認でき、申立人と同様に父親が保険料を納付してくれていたと説明しているが、申立期間の保険料については未納で、申立期間前後の納付済み期間及び未納期間の記録も申立人と一致しているなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7111

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年11月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年11月まで

私は、昭和36年4月から40年11月まで厚生年金保険に加入していたが、実家の母親が国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料は還付されたことになっているが、その記憶はない。申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録から、申立人は厚生年金保険の被保険者であること、申立人が所持する国民年金手帳の検認記録から、当時母親が居住していた申立人の実家のある村において、申立人の国民年金保険料が納付されていたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録には、還付金額、送金（支払）通知書作成年月日、振込支払金融機関名及び口座番号等が明確に記録されており、当該金融機関の申立人の普通預金元帳により、平成12年に当該還付金が入金されていたことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から41年3月まで

私の妻は、昭和39年に夫婦で国民年金の加入手続を行い、さかのぼって私の2年分の国民年金保険料を納付した。その後は、夫婦二人分の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続をし、申立期間の保険料を納付していたとする妻は、保険料額、納付場所及び納付時期等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、2年分の保険料をさかのぼって納付した後は夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているが、申立人が所持する昭和39年10月発行の国民年金手帳によると、昭和39年度及び40年度の印紙検認記録欄に現年度納付を示す検認印が無く、申立人は当該期間の保険料をさかのぼって納付した記憶も曖昧であり、加入手続後は保険料を一緒に納付していたとする妻も、申立期間のうち、39年度以降の期間は保険料が未納であるなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 8 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月から 46 年 3 月まで

私の義兄は、私が 20 歳になった記念として国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料は、送付されてきた納付書を金融機関の集金担当者に渡して納付していた。当時、同居し、一緒に納付していた義兄と姉が納付済みであるのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続をしてくれたとする義兄から当時の加入状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人が当時居住していた区では、申立期間の始期において、印紙検認方式による保険料の納付が行われていたが、申立人は、印紙検認による保険料の納付方法に関する記憶が無いと説明している。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 46 年 12 月に払い出されていることが確認でき、その時点で申立期間のうち、44 年 10 月以降の保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人は、保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 45 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、平成 10 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 12 年 4 月から 13 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から 45 年 4 月まで
② 平成 10 年 1 月から同年 3 月まで
③ 平成 12 年 4 月から 13 年 3 月まで

私の母は、私が短大を卒業した後に私の国民年金の加入手続をしてくれ、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。また、私は、申立期間②及び③の保険料の免除申請手続を区役所で行った。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付してくれたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、当該期間当時に同居していた申立人の兄も当該期間の保険料は未納であるなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、当該期間直前の厚生年金保険から国民年金への切替手続及び当該期間の免除申請手続についての記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、申立人が当該期間の保険料を免除されていたこと

を示す関連資料が無く、申立人は、当該期間直前の申請免除期間の終了後における免除申請の時期及び方法についての記憶が曖昧であり、オンライン記録から、当該期間の一部を含むと考えられる過年度納付書が平成 14 年 10 月に作成されたことが確認できるなど、当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の昭和 39 年 4 月から 45 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、平成 10 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 12 年 4 月から 13 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月 1 日から 46 年 12 月 1 日まで
平成 19 年ごろに、社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和46年12月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年1月1日から30年12月1日まで
② 昭和32年1月1日から35年12月1日まで

平成元年に、社会保険事務所（当時）で年金の受給資格について相談したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金を受け取った覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和36年2月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和40年5月まで厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年7月1日から35年3月21日まで
年金問題が騒がれるようになり、社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、当時は脱退手当金の制度のついては知らず、出産や育児で忙しかつたので請求手続を行える状況ではなかった上、脱退手当金を受け取った覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間の事業所を退職後の昭和35年6月26日に氏名変更が行われていることが確認でき、申立期間の脱退手当金は同年9月22日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後に支給決定されているなど、事務処理に不自然さはいかたがえなく、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和55年2月まで厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえなく。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 7761

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月1日から22年5月21日まで
平成21年8月に、社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、申立期間の事業所を退職後は、すぐに別の事業所に就職している上、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和23年1月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 7762

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 23 日から 41 年 1 月 21 日まで
ねんきん特別便が届き、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 22 日から 42 年 2 月 1 日まで
60 歳の時に、社会保険事務所(当時)で年金の受給手続を行ったところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、申立期間の事業所を退職する時には、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことや、もらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の請求から支給に至るまでの事務処理の経過が受付経過簿に記録されているほか、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年4月19日に支給決定されている上、厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、申立期間に係る脱退手当金の支給額や裁定年月日が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 1 日から 38 年 9 月 30 日まで
年金問題が騒がれるようになり、社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、申立期間以前に勤務していた事業所では脱退手当金を受け取った覚えはあるが、申立期間については受け取った記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前の被保険者期間については、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として脱退手当金が支給されており、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 5 月 1 日まで
② 昭和 35 年 5 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで

平成 13 年 3 月に、社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る最終事業所が保管している「厚生年金基金特別脱退一時金裁定請求書」には、脱退手当金の支給を決定した際に請求人に通知されるものである「厚生年金保険脱退手当金支給決定通知書」が添付されており、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 44 年 3 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 5 月から 21 年まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間においてA社に勤務していたと申し立てしているところ、Bグループの本社であるC社は、A社が既に存続しておらず、一部資料は残っているものの申立人の勤務実態は確認できないと回答している。

また、C社ホームページ上の「会社沿革」によると、A社は昭和18年6月設立と記載されており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは19年9月1日であることが確認できる。

さらに、厚生年金保険法では、昭和19年6月1日から同年9月30日までの期間について同法の適用準備期間であることから、厚生年金保険の被保険者期間として算入されない。

一方、申立人はA社で事務を担当していたと供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、一人に文書照会ができたが申立人に関する回答は得られなかった。

また、C社から船員に係る「退職手当支給者名簿(運営会のB関係)」と表記されたノートが提供されたが、申立人の氏名は確認できず、申立期間当時、都道府県3か所に存在した船舶運営会各事業所のそれぞれの被保険者名簿からも申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 5 月 7 日から同年 6 月 1 日まで
② 平成 14 年 9 月 11 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について、社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①のA社は、平成 14 年 5 月のゴールデンウィーク明けから勤務しており、申立期間②のB社は、同年 9 月 11 日から勤務していたので、申立期間①及び②の期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された労働者名簿により、申立人は平成 14 年 5 月 7 日雇入れ、同年 9 月 6 日退職と記録され、申立期間①において同社に在籍していたことは認められる。

しかしながら、A社から提出された賃金台帳では、申立人の厚生年金保険料は平成 14 年 6 月(同年 7 月支払)から控除されており、同社の担当者も翌月控除であると回答していることから、同年 5 月の厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できる。

また、A社の担当者は、「当初の契約は、長期の就業見込みはありませんでした。よって、長期就業の見込みのたった 6 月 1 日より加入している。」と回答している。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及び派遣先事業主の回答書から、申立人は申立期間②において、B社に在籍していたことは認められる。

しかしながら、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の従業員に関する資料が残っていないため、申立人の当該期間に係る厚生

年金保険の加入時期、厚生年金保険料の控除等について確認することはできない。

そこで、従業員照会を行い4人から回答を得たが、入社月と厚生年金保険の資格取得月が必ずしも一致しないことから、B社における厚生年金保険の取扱いについては、すべての従業員を入社と同時に加入させてはいないことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 7901

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 1 日から 53 年 10 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していた同僚には、厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間において厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の供述及び申立人が保有している同社の表彰状により、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社は、申立期間における人事記録等を保存しておらず、申立人の勤務状況や保険料控除について確認できないとしているが、「申立期間当時、社会保険に加入するものは一部の従業員で、加入しない従業員の方が多かった。加入していない従業員の給料から保険料を控除することはなかった。」と回答している。

また、申立人は、申立期間当時、30人ぐらいの運転手がいたと供述しており、14人の同僚の名字を記憶していると供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、10人の同姓が確認でき、2人から申立人を知っているとの回答は得られたものの、勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができず、他の4人は厚生年金保険の加入記録が無かった。

さらに、申立期間当時のA社における厚生年金保険の被保険者数をみると、各月平均8、9人ぐらいであり、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月14日から29年4月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においても継続してA社に勤務していたため、当該期間を厚生年金保険の被保険者であったと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は所在不明であることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に同社において、厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる連絡先が判明した複数の従業員に照会したものの、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について回答を得ることができない上、給与から保険料を控除されていたことをうかがわせる供述を得られなかった。

さらに、申立人は昭和29年3月31日付けで従業員が全員解雇となったと供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間以降においても被保険者となっている者が確認でき、同名簿においても訂正等はなく、不自然な記載は確認できない。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 7904

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月から34年11月1日まで

A社において勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和32年10月に入社しているので、当期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和32年10月からA社において勤務しており、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、A社は当時の資料が無いため申立人の勤務状況について確認できず、同社から提出された社会保険被保険者台帳によると、申立人の被保険者資格取得日とオンライン記録の同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日の記録が一致していることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に勤務していた従業員に照会したが、当時の申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入の有無について回答を得ることができない上、給与から保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、上記の回答のあった従業員は、「A社では試用期間が2か月から3か月あったが、その期間の保険料控除は不明である。」と供述している。

加えて、申立人のB社での同僚によると、「申立人とは昭和33年ごろから臨時職員として一緒に勤務しており、自分は入社2年後の35年に厚生年金保険に加入した。それより前に、申立人は同社で厚生年金保険に加入することなくA社に転職したと記憶している。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月19日から38年12月13日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書並びに同僚及び従業員の供述から、申立人は、申立期間を含め同社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、A社が保有する「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」から、申立人は、昭和34年10月19日に同社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、38年12月13日に同被保険者資格を再取得した旨記載されており、当該喪失日及び再取得日は、社会保険事務所の記録と一致していることが確認できる。

また、上記資格喪失確認通知書により、A社において、申立人が所属していた組織で勤務していた二人も申立人と同時期に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人は、「申立期間当時、所属していた組織は、A社から独立していた。」とし、同社の元役員は、「申立人に係る資格喪失の届出がなされているのであれば、申立人は別会社に移籍していたかもしれない。」と供述しているが、当該別会社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人及び上記二人の加入記録は無い。

加えて、A社は、申立期間当時の資料を保存していないため、申立人の被保

険者資格の喪失及び再取得の理由は不明であるが、喪失から再取得までの期間は、厚生年金保険料を控除しなかったと思うとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 7907

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 1 日から 35 年 3 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社(現在は、B社)C営業所に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和 32 年 9 月 1 日から継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の上司の供述から、期間は特定できないが、申立人が申立期間の一部にA社C営業所に勤務していたことは推認できる。

一方、D高等学校が発行した卒業証明書により、申立人は、昭和 35 年 3 月 13 日に同校の定時制の課程を卒業しており、申立期間当時は学生であったことが確認できる。

また、B社では、学生は臨時雇用であったとしている。

さらに、A社C営業所の当時の代表者及び上記上司は、申立人のような臨時雇用の従業員については、厚生年金保険に加入させていなかったとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 9 月 1 日から 35 年ごろまで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A商店に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同商店に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A商店は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、A商店に勤務する前に在籍していたB社の上司に誘われてA商店に入社し、当該上司はA商店の代表者であったとしているが、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、この代表者とされる上司については、B社のほか別の2社において厚生年金保険に加入し、いずれの会社でも事業主ではないことが確認できる。

さらに、上記の上司は既に死亡しており、申立人は同僚の氏名を記憶していないため、これらの者からA商店における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 7909

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったとは認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年2月1日から24年4月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A軍B部に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同部には昭和23年2月1日から継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C防衛局及びD機構は、昭和24年4月1日より前の期間についての資料を保有していないことから、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができないとしている。

また、進駐軍労務者については、厚生省保険局長通知「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」(昭和23年12月1日保発第92号)に基づき、厚生年金保険法における「国の事務所」に使用される者として、強制被保険者として適用することとされたが、当該労務者を管理していたE労務管理事務所が昭和24年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となったことがオンライン記録により確認できる。

このため、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 7910

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から6年4月27日まで
社会保険事務所(当時)職員の戸別訪問により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額と比較して低いことが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年4月27日より後の同年5月6日付けで、申立人の標準報酬月額は、5年4月から6年3月までの期間、36万円から8万円に^{そきゅう}遡及して引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「A社では、パートの従業員が社会保険事務を行っていたが、自分が当該事務の権限を有し、同社の代表者印を管理しており、当時、経営の悪化に伴い負債もあり、平成6年に同社を閉鎖した。」と供述している。

さらに、申立期間当時、A社において厚生年金保険の加入記録がある従業員は、資金繰りが悪化し、B事業団が同社の賃金の立替払を行ったとしている。

このため、申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理がなされたとは考え難く、申立人は標準報酬月額の減額処理に関与していたものとするのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月22日から28年3月31日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、昭和28年3月31日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間当時の同僚の供述から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時、駐留軍等労働者の労務管理を行っていた渉外労務管理事務所の管理記録を引き継いだB防衛事務所から提出された申立人に係る厚生年金資格確認票では、喪失年月日は昭和27年7月22日と記録されており、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。

また、当時の人事担当者は、A社は終戦直後駐留軍宿舎として接收され、従業員の身分は不安定であった。勤務していても雇用関係が変わり同社の籍を離れる者もいたと供述しているところ、上記被保険者名簿では、昭和27年7月22日に、申立人を含む29名の従業員が被保険者資格を喪失していることが確認できる。

そこで、上記29名の従業員のうち連絡先が判明した7名に照会した結果、5名から回答があり、うち2名の従業員は、被保険者資格喪失後も引き続きA社において同じ職種で勤務していた。同社において被保険者資格を喪失した理由は不明だが、資格喪失後は保険料が控除されていた記憶は無いとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 1 月 1 日から 5 年 10 月 1 日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額に見合う標準報酬月額と相違しているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 4 年 1 月から 5 年 3 月までが 53 万円、同年 4 月から同年 9 月までが 50 万円と記録されていたが、同年 10 月 5 日付けで、さかのぼって 8 万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、A社の商業登記簿謄本では、申立人は申立期間に同社の代表取締役であったことが確認できる上、当時の同社における取締役の一人は、「申立期間に、同社において社会保険の手続を担当していたのは申立人である。」としている。

また、上記の取締役は、「申立期間当時、厚生年金保険料を含む社会保険料の滞納があり、申立人が社会保険事務所（当時）に呼ばれていたことを記憶している。」としており、当時取締役であった申立人の妻も、「訂正処理がされた当時、厚生年金保険料の滞納があったと聞いていた。」としている。

さらに、申立人は、「申立期間当時、社会保険料を滞納し、社会保険事務所から呼び出されて、2回ぐらい小切手で納付したことがある。また、厚生年金保険料を減額調整する話もあった。」としている。

これらのことから、申立人は、A社の代表取締役として、自らの申立期間に係る標準報酬月額の減額訂正に関与していたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、

自身の標準報酬月額記録の訂正について関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 20 日から 44 年 6 月 20 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社(現在は、B社)に営業(販売)職員として勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社C支店での営業成績が通年で1、2位を維持していたため、営業状態が悪い同社D支店への異動を命じられ、営業(販売)を担当した。勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚の供述及び申立人の申立内容から判断すると、申立人は、申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況についてB社の人事部に照会したところ、「勤務実態を確認できる関連資料は無いが、当時の取扱いとして、営業に従事していた者については、給与所得者ではなく事業所得者であり、厚生年金保険には加入させていなかった。原則は研修期間6、7か月経過後、優秀な営業(販売)職員は社会保険に加入させていたが、実際は、各支店・各地方によりバラツキがあり、入社後1年から1年半後になることもあった。」との回答があった。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に勤務したことが確認できる従業員3名に、同社に係る研修期間経過後の厚生年金保険の加入の取扱いについて照会したところ、そのうちの2名は「当時の営業(販売)職員は、委任契約の事業所得者であり、研修期間終了後すぐに厚生年金保険に加入していたわけではなかった。研修期間終了後、優秀販売員の期間を経て、管理・監督者である内勤者となり、厚生年金保険に加入させてもら

っていた。研修期間中は1か月に1度、優秀販売員の間は3か月に1度の査定があり、どんなに優秀な営業（販売）職員であっても、管理・監督者である内勤者となるまで1年以上かかるのが普通である。」と供述している。

さらに、申立人が記憶していた同僚に照会したところ、「自分も営業に従事していたが、入社したのは昭和41年9月であるが、厚生年金保険の被保険者資格を取得した時期は、42年10月1日であり、13か月の空白期間がある。」と供述している。また、前記同僚に、申立人が記憶していたA社C支店の営業（販売）職員4名の入社日を確認したところ、「自分の入社した昭和41年9月よりも早い時期であった。」と回答しているが、当該営業（販売）職員4名の当該被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者資格取得日を見ると、前記同僚の資格取得日と同日もしくはそれ以降となっている。このことから、同社C支店では、入社後13か月以上経過してから厚生年金保険に加入させていたことが一般的であったと推認できる。

加えて、A社に係る当該被保険者名簿には、申立人の氏名の記載は見当たらない上、健康保険番号に欠落は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さは無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 10 月から 18 年 12 月まで

労働者年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、同社B製作所に勤務した申立期間の労働者年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も間違いなく勤務していたので、労働者年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の業務に関する記憶及び同僚からの回答から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社B製作所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は既に解散しており、その継承企業であるC社に照会したところ、法人格が違い、人事記録その他、申立人の勤務の状況について確認できる資料を保有していないことから、申立人の勤務実態やA社における当時の労働者年金保険の加入の取扱いについて確認できない旨を回答している。

また、申立人と同じ仕事をし、同時期にA社D工場に転勤したと申立人が記憶している同僚についても、同社B製作所における労働者年金保険被保険者としての記録は見当たらない。

さらに、A社D工場に係る労働者年金保険被保険者名簿において、同社B製作所から転勤してきたと思われる複数の同僚、及び回答があった従業員の記録を調査したところ、いずれも同社B製作所の労働者年金保険被保険者としての記録は確認できず、当該従業員は保険料控除に関する記憶は無い旨を回答している。

これらの事情から判断すると、A社B製作所では従業員全員を労働者年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和28年3月に学校を卒業後、同年4月より同社で勤務を開始しているため、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和28年3月30日からA社で勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、当時の厚生年金保険に関する資料を保有していないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況については分からないと回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、3人の従業員が、「入社後しばらくしてから厚生年金保険に加入した。」、「昭和27年3月又は同年4月に同社に入社した。」と供述しているところ、当該被保険者名簿から、いずれの従業員も同年6月2日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

このことについて、二人の従業員は、「当時のA社は、社会保険への関心が薄かった。」と供述していることから、申立期間当時の同社では、入社した従業員について相当期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年8月2日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。B機関による解散命令により昭和22年11月30日付けでA社からC社へ異動した経緯はあるが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間はA社に勤務していたと申し立てているが、同社の社史によると、同社は昭和22年7月3日にB機関からの解散命令を受け、清算要員以外の従業員を複数の新会社へ異動させた経緯が確認できる。

また、A社から提出のあった申立人に係る厚生年金保険被保険者喪失届の控えによると、会社解散により昭和22年8月2日に被保険者資格を喪失していることが確認できること及びC社の複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間は、A社が解散したことに伴い設立された新会社であるC社において勤務していたことが推認できる。

しかし、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和22年12月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、当該被保険者名簿から確認できる複数の従業員に照会したところ、昭和22年8月又は同年9月にA社からC社に異動したと供述している従業員における厚生年金保険の加入日は同年12月1日となっていることが確認でき、同年10月にC社に入社したとする一人の従業員は、「同年12月から社会保険に加入し、保険料控除を開始する旨の説明を会社から受けた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年10月1日まで

労働者年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。旋盤工として昭和14年3月から同社に勤務していたので、労働者年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳索引票から、備考欄に「改」との押印が確認できるところ、この押印は、厚生年金保険法（昭和19年2月16日法律第21号）が同年6月1日に施行され、被保険者の適用範囲が拡大されたことにより新たに被保険者となったことを表すものであることから、それ以前の期間は労働者年金保険の適用対象者ではなかったと考えられる。

また、年金手帳番号払出簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳索引票から、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和19年6月1日となっているが、厚生年金保険法（昭和19年2月16日法律第21号）附則第1条及び第3条の規定により、同年10月1日から保険料徴収が開始されており、同年6月1日から同年9月30日までの期間は、同法の適用準備期間であることから、厚生年金保険の被保険者期間として算入されない。

さらに、A社は既に解散しており、代表者は死亡していることから、事業所及び代表者から申立人の申立期間に係る勤務の実態や労働者年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が労働者年金保険の被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から28年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、進駐軍のクラブ施設であるA施設に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も厚生年金保険に加入していたはずなので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険の加入記録及びA施設の複数の従業員の供述により、申立人は、申立期間は同施設に勤務していたことが確認できる。

しかし、連合軍要員のうち、非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格については、「連合軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」(昭和26年7月3日保発第51号厚生省保険局長から各都道府県知事あて通知)により、同年7月1日以降は、政府の直備使用人としての身分を喪失することとなり、クラブ、宿舎施設、食堂等に使用される者は健康保険及び厚生年金保険の強制被保険者とはならないとされた。

また、B局から提出のあった申立人の連合軍関係常用使用人登録票から、申立人は、昭和26年6月30日付けで解雇され、政府の直備使用人としての身分を喪失し、厚生年金保険の強制被保険者ではなくなっていることが確認できる。

そして、A施設に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、昭和26年9月1日から27年9月1日まではC施設で、同年9月1日から28年11月1日まではA施設において健康保険にのみ加入していたことが確認でき、同施設が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年11月1日からであり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、オンライン記録から、申立人と同様にA施設においてウェイターとし

て申立期間中に勤務していた5人の従業員のうち、全員が申立期間の全部又はほとんどの期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 10 年 4 月 22 日まで
社会保険庁(当時)の記録では、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 8 年 10 月から 10 年 3 月までの期間は 59 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年 4 月 22 日以降の同年 4 月 23 日に、当該期間について 9 万 2,000 円へとさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、社会保険事務所(当時)に対する「質問応答書」において、厚生年金保険の標準報酬月額を引き下げる記録の訂正が行われた平成 8 年 10 月 1 日から 10 年 4 月 22 日までの期間、A社の事業主の立場にあった旨回答している。

また、A社の所在地を管轄する法務局から提出のあった同社に係る閉鎖事項全部証明書等により、申立人は、申立期間及び上記標準報酬月額の前減額処理が行われた当時、代表取締役であったことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時、A社の経営状況が悪化し、これに伴い、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していた旨供述している。

加えて、申立人は、申立てに係る標準報酬月額の前減額処理が行われた当時、社会保険事務所からの呼出しに応じて同事務所に出向き、滞納保険料の処理について同事務所の担当職員の提案を受け入れ、これに基づき、同事務所に対し

て、自らの標準報酬月額減額等に係る届出を行ったことを認めている。

これらのことから、A社の代表取締役であった申立人は、標準報酬月額を減額して同社の滞納保険料に充当する必要がある旨の説明を受け、これに伴い、同社の代表取締役としての責任を取って自らの標準報酬月額減額に同意し、これに基づき、同事務所に対して当該減額に係る届出を行ったものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っているA社の代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為に責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額減額に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上認められず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案7945

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月7日から36年9月26日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社が営む飲食業は、申立期間当時、厚生年金保険法における強制適用事業所の業種ではないことが認められ、オンライン記録において、同社が厚生年金保険の任意包括適用事業所となった記録は確認できず、所在地を管轄する法務局には同社の商業登記の記録も無い。

また、申立人はA社の当時の食堂メニュー等を所持し、代表者及び同僚の氏名を記憶していたが、代表者は既に死亡しており、同僚の連絡先も不明であることから、これらの者から同社における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が代表者であったと供述する2名は、申立期間当時、別の事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月ごろから同年4月1日まで
② 昭和37年4月ごろから38年3月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間①はA社に、申立期間②はB社(現在は、C社)に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①及び②について、厚生年金保険に加入していた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和37年1月ごろから同年3月31日までD市E区に所在するA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社については、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、所在地を管轄する法務局において同社の商業登記の記録を確認することはできない。また、申立人が一緒に勤務していたと記憶する同僚の連絡先は不明であり、同社及び同社の代表者等から申立期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は夜間高校に通いながらB社F支店でアルバイトとして勤務していたことを詳細に記憶していること、また、申立期間②当時に同支店に勤務していた従業員は、「名前は覚えていないが、夜間高校に通いながらアルバイトで勤務していた従業員がいたことを記憶している。」旨供述していることから、申立人が、期間は特定できないが同社に勤

務していたことはうかがえる。

しかし、B社は、「当時の従業員に係る人事記録等資料を保存していないことから、申立人が同社で勤務したことは確認できない。」旨回答している。

また、申立人は当時の上司や同僚等を記憶していない上、申立人が記憶するB社F支店は、オンライン記録において適用事業所としての記録は確認できない。このことから、B社本社（D市所在）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間②当時に被保険者記録が確認できる複数の従業員に照会したところ、上述の従業員（正社員）は、「アルバイトで勤務していた従業員がいたことは記憶しているが、その者が申立人であったかは分からないし、アルバイトの厚生年金保険の加入についての取扱いについても分からない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月ごろから33年12月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務したのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提供のあった申立期間当時に撮影したと思われる写真及び同僚の供述から、勤務時期は特定できないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は「当時の従業員に関する資料を保有しておらず、また、申立人のことを記憶していないことから、申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況については不明である。」と供述している。

一方、上記事業主は、「A社では従業員の厚生年金保険への加入については、入社後の勤務状況等をみた上、採用後一定期間経過後に加入させる取扱いがあった。」旨供述している。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、被保険者であった者に対し、入社時期と厚生年金保険加入時期について照会したところ、回答を得られた3名は、入社後一定期間（12か月以上）経過後に厚生年金保険に加入しており、そのうちの1名が所持している当時の給与明細書から、厚生年金保険の未加入期間においては、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年6月10日から35年12月22日まで
② 昭和36年3月1日から39年9月20日まで

ねんきん特別便により、私が働いた期間が脱退手当金を支給済みとの記録になっていることを知りました。私は人事部厚生課で仕事をしており、社会保険や年金についても理解していました。脱退手当金については受給した覚えは無いので、申立期間の脱退手当金の支給記録を取り消し、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の表示が昭和39年10月28日付けで記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の同年11月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月6日から35年5月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の受給資格について相談に行ったとき、私が働いた期間が脱退手当金を支給済みとの記録になっていることを知りました。私は事業所を退職後、婚姻により海外渡航をしており、脱退手当金については受給した覚えは無いので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和35年11月22日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月1日から同年12月20日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち、昭和46年8月1日から同年12月20日までの加入記録が無い。しかし、当該期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年12月20日までA社に勤務していたと申立てている。しかし、A社は、既に解散しており、当時の事業主も死亡していることから、同社及び事業主から申立人の申立期間における勤務の状況や厚生年金保険の給与からの控除について確認することができない。

また、申立人に係る雇用保険の加入記録では、昭和46年7月31日に離職していることが確認でき、厚生年金保険の加入記録と一致しており、A社が加入していたB健康保険組合の加入記録でも、同年8月1日に資格を喪失していることが確認でき、厚生年金保険の加入記録と一致している。

さらに、A社の申立期間当時の経理担当者は、「会社が業績不振のため昭和46年7月31日付けで15名程度が指名解雇された。」と供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人を含む15名が同年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。このうち12名に照会し、回答のあった者のうち5名は、「業績不振により、同社から解雇された。」としており、これは上記経理担当者の供述と符合している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 7 月 1 日から 9 年 12 月 1 日まで

厚生年金保険の記録によれば、申立期間の加入記録が無い。しかし、申立期間は、A社の派遣社員としてB社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA社の派遣実績証明書及び申立期間のうち平成7年4月1日から8年12月3日までの期間の雇用保険の加入記録から、勤務期間は特定できないが、申立人が同社からB社へ派遣されて勤務していたことは認められる。

しかし、申立人は、「申立期間は、派遣社員としてB社に週3日勤務した。」と供述しているところ、A社は、「当社の社会保険の加入手続は、2か月を超えて雇用される者で、派遣された事業所の一般社員の所定労働時間・日数のおおむね4分の3以上勤務した者を対象としている。」としている。

また、申立人の夫が加入しているC健康保険組合の記録では、申立人は申立期間に、夫の健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

さらに、A社からB社へ派遣され、申立人が自身と同じ条件で勤務したとしている同僚については、A社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 10 月から 33 年ごろまで

厚生年金保険の記録によれば、A社B工場に勤務した申立期間の加入記録が無い。しかし、同社B工場に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社B工場における同僚との写真及び複数の同僚の証言から、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「A社B工場には正社員ではなく臨時社員として入社した。正社員になったかどうかは記憶していない。」としているところ、同社は、「正社員以外の臨時社員や契約社員についての人事記録を保管しておらず、申立人の在籍記録は確認できないが、申立期間当時、当社では、正社員以外の者は社会保険に加入させていなかった。」としている。

また、A社B工場における同僚は、「当時、臨時社員は厚生年金保険に加入できなかった。同社では臨時社員から正社員になるためには試験があり、申立人は試験に通っていなかったと思う。」と供述している。

さらに、申立人は、「申立期間当時、A社B工場には100人程度の社員が勤務していた。」としているが、A社は、「当社の人事記録では、当時、同社B工場に在籍していた正社員は30人程度である。」としており、同社B工場には正社員以外の者が多く勤務していたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 11 月 1 日から 5 年 10 月 31 日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際の報酬に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人が代表取締役を務めていたA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 5 年 10 月 31 日より後の同年 11 月 2 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、53 万円から 8 万円にさかのぼって減額訂正する処理が行われていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社の当時の複数の従業員は、申立期間当時、同社に数か月分の厚生年金保険料の滞納があった旨を供述している。

さらに、申立人は、「平成 5 年 10 月分の給与及び社会保険料は払いきれなかった。社会保険事務所（当時）から連絡があり、自分か経理部長だった母が相談に行ったので、どちらかが訂正処理について承諾したことは間違いないと思う。」と供述していることから、申立人が上記減額訂正の処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 63 年 7 月 31 日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 63 年 7 月 31 日まで勤務していたため、同年 8 月 1 日が正しい資格喪失日であると主張している。

しかしながら、雇用保険の加入記録において、申立人のA社における離職日が昭和 63 年 7 月 30 日と記録されている上、同社から提出された同年 8 月 1 日付け社報には、申立人について、「退職(自己都合) S63. 7. 29 付」と記載されており、他に関連資料等も無いことから、申立人が同社に同年 7 月 31 日まで勤務していたことを確認できない。

また、B社は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料が保存されていないことから、厚生年金保険料の控除の状況については不明であるが、月末まで勤務していないのであれば、保険料を控除することは考え難い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から平成 8 年 8 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

また、A社は、「保存している従業員に係る資料には、申立人が、昭和 60 年 7 月 1 日から平成 9 年 3 月 31 日まで継続して勤務していた旨記載されている。」と回答していることから、申立人が申立期間の一部において同社の業務に従事していたことは認められる。

一方、A社が設立されたのは、商業登記簿謄本によると昭和 60 年 2 月 1 日であり、同社も「会社の設立は昭和 60 年 2 月 1 日であり、それ以前に個人事業所として営業をしたことはない。」と回答していることから、申立期間のうち、60 年 1 月 31 日までの期間については、申立人が同社に勤務していたとは認められない。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、オンライン記録によると昭和 60 年 6 月 1 日であり、申立期間のうち、同日までの期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

加えて、A社は、「申立人には、従来から平成 6 年 1 月までは業務を委託していた。雇用契約を結んだのはそれ以降である。」としている。そして、A社が保存している昭和 60 年 6 月 26 日付け業務委託契約書によれば、申立人とA

社との間で、同年7月1日から61年7月31日までの期間については業務委託契約を結んでいることが認められ、当該期間について同社は、「申立人とは業務委託契約を結んでおり、雇用契約ではないので、厚生年金保険には加入させておらず、未加入者から保険料を控除することはない。」と回答している。

また、申立期間当時の厚生年金保険法では、被保険者となり得るのは65歳未満の者であったことから、申立期間のうち、申立人が65歳となった昭和62年8月29日以降は厚生年金保険被保険者とはなり得なかった期間である。

さらに、申立人のA社における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 3 月 20 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 60 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日まで
③ 昭和 61 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A省(現在は、B省)C局に雇用契約を毎年更新する非常勤職員として勤務していた期間のうち、申立期間①、②及び③の加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれの期間はいずれも勤務していなかったものの、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B省C局の年金事務担当者は、「申立期間当時、非常勤職員については、毎年度末の3月20日ごろに任用期間がいったん切れることから、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させ、その後10日間ぐらいの空白期間を設け、翌月1日に再雇用した時に再度被保険者資格を取得させる取扱いをしていた。したがって、非常勤職員の場合には毎年3月は厚生年金保険の被保険者となっておらず、保険料も控除していない。」と回答している。

また、A省C局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同日に被保険者資格を取得した非常勤職員の被保険者期間を確認したところ、昭和59年3月、60年3月及び61年3月に被保険者となっている者はいない(なお、昭和59年3月20日に23人、昭和60年3月21日に22人、昭和61年3月21日に29人がそれぞれ被保険者資格を喪失している。)

さらに、上記被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険に加入していたことが確認できる職員のうち住所が判明した50人に照会したところ、20人から回答があり、そのうち18人は、「非常勤職員は、毎年3月20日ごろま

での雇用契約であり、その後、新年度の4月1日までの期間は休みとなっていた。」と供述しており、そのうちの1人は、「申立人が勤務していたことを記憶しており、勤務期間は毎年4月1日から翌年の3月20日ごろまでだった。」と供述している。そして、上記回答があった職員のうち2人が保管している昭和60年4月1日付け人事異動通知書には、「任用予定期間は、昭和61年3月20日まで」と記載されている。

一方、厚生年金保険法では、第19条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第14条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、申立期間①は昭和59年3月20日、申立期間②は60年3月21日及び申立期間③は61年3月21日であり、申立期間①、②及び③は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年5月11日から同年11月17日まで
② 昭和25年6月17日から同年10月31日まで
③ 昭和26年4月21日から同年11月1日まで

社会保険事務所（当時）に船員保険の加入状況について照会したところ、A船（B氏所有）に乗船していた期間のうち、申立期間①、②及び③の船員保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。いずれの期間も同船に乗船していたことは間違いないので、船員保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した船員手帳により、申立人が、申立期間①、②及び③にA船に甲板員として乗船していたことは確認できる。

しかし、A船は、昭和36年4月17日に船舶所有者が変更になっており、当時の船舶所有者は既に死亡していることなどから、申立人の申立期間①、②及び③に係る船員保険の加入の取扱いや船員保険料の控除の状況等について確認することができない。

また、申立人がA船に初めて乗船した昭和24年5月に一緒に乗船した同僚として氏名を記憶している二人に照会したところ、回答があった一人は、「申立人がA船に乗船していたことは覚えている。申立期間当時は、2年間ぐらいの見習い期間があったが、船員保険の加入状況については分からない。」旨供述しており、回答が得られなかった一人は、申立人の供述によると、申立人と同様に初乗船であり、同船に係る船員保険被保険者名簿において、船員保険の被保険者資格取得日が25年12月1日と記録されていることが確認できる。

さらに、A船に係る上記被保険者名簿により、申立期間当時、被保険者資格を取得していた従業員のうち、所在が判明した13人に照会したところ、9人から回答があり、そのうちの1人は、「当時、3年間程度の見習い期間があっ

た。」と供述している。

加えて、上記9人のうち、乗船時期について供述が得られた従業員5人について、その供述内容及び上記被保険者名簿から、初乗船後1年から3年程度経過した後に船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。これらのことから、同船では、申立期間当時、初乗船後相当期間が経過した後に船員保険に加入させていたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る船員保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 7962

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 1 日から同年 11 月 30 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務したことは確かなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員の供述から、申立人が期間は明らかではないが、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時における従業員に係る資料を保存していないことなどから、同社における申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除の状況は確認できない。また、申立期間当時は、基本的に3か月間程度の試用期間を設けており、その間は厚生年金保険のほか健康保険や雇用保険にも加入させない取扱いをしており、未加入者から保険料は控除していない。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 60 年 7 月 1 日に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員二人は、同年 4 月 1 日に入社したことを、61 年 5 月 1 日に加入していることが確認できる従業員一人は同年 1 月 6 日に入社したことをそれぞれ供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、健康保険及び厚生年金保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が失われたとは考え難く、社会保険事務所の事務処理に不自然さはみられない。

加えて、申立人のA社における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 7977

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日まで
社会保険事務所(当時)の戸別訪問(2万件調査)により、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 7 年 9 月 30 日以降の同年 10 月 3 日付けで、申立人の同年 1 月から同年 8 月までの標準報酬月額が 15 万円から 9 万 2,000 円に遡^{そきゅう}及して訂正されたことが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本により、同社の代表取締役として登記されていたことが確認できる。

また、申立人の夫は、「社会保険料の負担軽減のため、創業当初から実際の給与額より低い標準報酬月額を届けていた。平成 7 年 9 月ごろ、業務停止命令を受け、事業が継続できなくなったので、社会保険をやめることにした。」と供述しており、さらに、申立人は、「会社の実印は自宅に保管しており、使用できるのは自分と夫の二人だけであった。」と供述していることから、A社の代表取締役としての権利義務を有していた申立人が関与せずに、社会保険事務所が当該標準報酬月額の訂正処理を行ったとは考えられない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上認められず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から同年7月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。同事業所に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社で勤務を開始した複数の従業員の供述により、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社では、「厚生年金保険の適用事業所となった以後に届け出た厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪失届の控えをすべて保管しており、申立人が申立期間より前に同社に勤務していた期間の当該届出の控えは保存しているが、申立期間に係る申立人の当該届の控えは無い。」と回答している。

また、当時、A社で申立人と同様に短期の勤務を複数回繰り返した従業員は、2度目以降の勤務の際にも、それぞれ3か月から6か月の試用期間があった旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月1日から44年12月10日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A事務所に非常勤職員として勤務した期間の記録が無いことが分かった。勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事務所の1日の就業時間、業務内容及び同僚の名字など、申立期間当時の具体的な状況を記憶していることなどから、勤務期間は特定できないものの、同事務所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A事務所及び同事務所を管轄するD県E局において、申立人の申立期間の勤務について確認することができず、また、厚生年金保険料の控除についても、当時の資料が無く確認することができない。

また、申立人は複数の同僚について名字は記憶しているものの、連絡先が不明であり、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について、同僚に確認することもできない。

一方、オンライン記録では、A事務所は申立期間において、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

このほか、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 3 月 1 日から 12 年 11 月 21 日まで

A社に代表取締役として勤務した申立期間のうち、厚生年金保険の標準報酬月額が減額訂正されている期間がある。社会保険事務所（当時）から社会保険料の滞納について呼出しを受け、滞納処理のために職員に印鑑は預けたが、標準報酬月額の引下げについて説明を受けた記憶が無いので、減額訂正されている期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 12 年 11 月 21 日より後の同年 12 月 5 日付けで、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、6 年 3 月から同年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 7 年 9 月までは 59 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 53 万円、8 年 1 月から 9 年 3 月までは 20 万円と記録されていたものが、さかのぼって 9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、社会保険事務所に呼び出されて、「書類を確認せずに言われるままに職員に実印を預けた。その際、標準報酬月額を引き下げることにについて説明は無かった。」と供述しているが、申立人は、申立期間当時、社会保険料を滞納していたことを認めており、また、A社の代表取締役として、「会社の実印は自分が管理しており、社会保険の届出事務は自分が行っていた。他の従業員は会社の実印を使用できる状態にはなかった。」と供述していることから、申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理がなされたものとは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額を減額訂正することに同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を

負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間のうち上記期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

一方、平成9年4月から12年10月までの申立期間については、9年4月1日の随時改定により申立人の標準報酬月額は20万円から9万2,000円に減額されており、これ以降、同年10月、10年10月及び11年10月の3回の定時決定においても、それぞれ9万2,000円と届けられており、標準報酬月額が訂正された記録はみられないことから、上記期間の標準報酬月額について記録の訂正は不要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月1日から58年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間には同社の代表取締役として勤務していたのに、自分だけ被保険者となっていないのは納得できないので、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社に勤務していた従業員の供述及び同社に係る商業登記簿謄本により、申立人は申立期間に同社の代表取締役として勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は同社において昭和55年4月1日に被保険者資格を喪失し、その際、健康保険被保険者証が返却されていることも記録されており、また、同名簿には不自然な記載はみられず、行政の手續の不備は見当たらないことから同資格喪失処理は、同社からの届出によって行われたものと考えられる。

また、申立期間当時におけるA社の厚生年金保険の被保険者数は4人と少数であることから、A社において社会保険の届出等に権限を有していた代表取締役である申立人は、給与からの保険料の控除及び社会保険事務所に対する保険料の納付について、これを知り得る立場であったと考えるのが相当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号。以下、「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨が規定されている。

そのため、申立人は、申立期間当時の保険料控除を確認できる資料を保有していないが、仮に、申立期間について、申立人に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書きに規定される者であると認められることから、申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から53年12月まで

申立期間のうち、1年弱の期間にA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、同期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立人が申立期間当時使用していた手帳に、申立人が昭和53年6月6日にA社に入社した記載が確認できる。また、申立人は、入社直後に業務に就いた警備派遣先で派遣先の社員から業務の説明を受けたことを供述しており、このことについては、A社の総務担当者が、当該警備派遣先と同社が交わした契約書の締結日が同年6月8日であるとしていることから、申立人が、申立期間のうち一部の期間について同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社に申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会したが、同社は、社員名簿及び社会保険加入者リストに申立人の記録は無く、また、申立期間当時の同社の総務担当者も申立人を知らないとしており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社の総務担当者によると、同社では申立期間当時から、従業員は社会保険と雇用保険を併せて加入させており、社会保険に加入していれば雇用保険の加入記録もあるはずと供述しているが、申立人は申立期間において雇用保険の加入記録も無い。

さらに、上記の総務担当者は、申立期間当時、A社の従業員は約半数が非正規社員であり、非正規社員は、週払い勤務者については社会保険に加入させて

おらず、また、週払い勤務者以外でも一定期間勤務の様子を見てから社会保険に加入させる取扱いをしており、これらの社会保険が未加入だった者については勤務台帳や人事データに記録が残らないため、申立人は非正規社員だったのではないかと供述している。

加えて、A社の事業所別被保険者名簿から、昭和51年12月から53年6月までの間に同社の厚生年金保険被保険者となり54年まで引き続き加入記録のある15人の従業員に照会したが、二人から回答があったものの、いずれも申立人を記憶していないとのことであり、申立てに係る事情を聴取できなかった。

なお、A社の事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和51年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、50年4月から51年11月30日までの期間は適用事業所でなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 6 月 1 日から 11 年 4 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
同期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の賃金台帳から、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は、A社で厚生年金保険被保険者資格を平成 11 年 4 月 1 日に取得し、同年 6 月 1 日に喪失したことが認められるところ、同社の賃金台帳によると、申立人の給与は、10 年 6 月分から 11 年 5 月分まで支払われており、厚生年金保険料については、11 年 4 月分及び同年 5 月分の 2 か月について控除されていることが認められる。また、同社では申立期間当時、厚生年金保険料は当月控除の方法により控除していたとすることから、申立人が同社において厚生年金保険料を控除された期間と申立人のオンライン記録による厚生年金保険の加入期間は一致しており、申立人は、申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないものと認められる。

また、A社は、「申立期間当時、申立人は健康保険及び厚生年金保険には加入せず、個人で国民健康保険及び国民年金に加入するという取り決めで社員として雇用した。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間に住居を有していた区役所では、申立人の国民健康保険の加入歴は平成 7 年 1 月 1 日から 11 年 4 月 2 日までと回答している上、オンライン記録によると、申立人の国民年金の記録は、7 年 1 月 1 日に資格取得、11 年 4 月 1 日に資格喪失とされており、同期間のうち申立期間を含む 8

年4月から11年3月までは申請免除（全額）期間と記録されていることが確認できる。

加えて、A社が加入していた健康保険組合は、申立人の健康保険組合の加入記録は、平成11年4月1日に資格取得、同年6月1日に資格喪失である旨回答しており、申立人は、申立期間に、同社が加入する健康保険組合の健康保険に加入していなかったことが認められる。

このほか、申立てに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月 1 日から同年 10 月 21 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 58 年 9 月 1 日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、「当時の従業員に関する資料等を処分していることから、申立人の入社日を特定できないが、社会保険の加入については、当社の給与支給日（20日）の翌日である21日を被保険者資格の取得日として社会保険事務所に届け出ており、雇用保険についても同じ処理をしている。」と回答しているところ、厚生年金保険被保険者原票及び雇用保険の加入記録から、申立人に係る厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得日がいずれも同じ昭和 58 年 10 月 21 日であることが確認できる。

また、申立人はA社において一緒に勤務していた3名の同僚を記憶しているところ、連絡の取れた1名は、「申立人のことは記憶に無い。また、自分は正社員では無くマネキンとして勤務しており、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者原票により、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた3名のうち1名は、「申立人を記憶しており、事業所が閉鎖するまで一緒に勤務していたが、申立人の入社時期は分からない。」と供述し、他の2名は、「申立人の入社日については分からないが、申立期間当時の同社にお

ける厚生年金保険の加入は、給与支払日の翌日の21日であった。」と供述している。このうち営業所長をしていた1名は、「販売員は離職率が高いことから、様子を見るために1か月ぐらいを試用期間として、厚生年金保険への加入時期を遅らせる取扱いであった。」と供述し、他の1名は、「同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日について、昭和58年9月30日に入社し、同年10月21日に被保険者資格を取得した。」と供述している。

加えて、上記被保険者原票から、昭和58年4月から59年5月までの期間に入社した従業員13名のうち12名は、21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社からB社に派遣された期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。
A社では入社後、数か月就業してから厚生年金保険への加入が可能になり、さかのぼって平成 9 年 4 月から加入させてもらった記憶があるが、同年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間の厚生年金保険の記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 9 年 4 月から同年 12 月までの給与支払明細書により、申立人は、申立期間もA社に勤務していたことが確認できる。

一方、A社は厚生年金保険料の控除は翌月控除である旨回答しているところ、上記申立人から提出された平成 9 年 10 月の給与支払明細書では給与からの保険料控除が確認できない。

また、A社から提出された健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書控及び同資格喪失確認通知書控により、申立人は厚生年金保険被保険者資格を平成 9 年 8 月 31 日に喪失し、同年 10 月 1 日に再取得していることが確認できる。

さらに、A社は、「当時の派遣労働者雇入通知書及び賃金台帳等の関係資料を保管していないことから、申立人の申立期間当時の雇用形態及び契約内容の変更や厚生年金保険料の控除等については不明である。また、さかのぼって申立人に係る被保険者資格の届出を行ったか否かについては、当時の関係資料等を保管していないため不明である。」と回答している。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 9 月ごろから 31 年 2 月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には間違いなく勤務をしていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てているが、同社は、「事業所所在地を移転した際に当時の従業員に関する資料等を処分していることから、申立人の申立期間当時における勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することはできない。」と回答している。

また、申立人がA社において一緒に勤務していたと記憶している2名の同僚は、いずれも「申立人のことは記憶に無い。」と供述している。このうち1名は、「当時、同社には6か月から1年程度の試用期間があったと思う。また、自分は昭和27年4月ごろ入社しており、仕事は当時の代表者と製品の売り込みをしていた。」と供述をしているところ、当該同僚は、同社に係る厚生年金保険被保険者資格を、昭和28年2月12日に取得していることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた4名はいずれも「申立人のことは記憶に無い。」と供述している。このうち昭和30年2月ごろ入社した1名は、申立期間当時、入社時は準社員扱いで6か月の試用期間があった旨の供述をしているところ、当該従業員は、上記被保険者名簿の記録から、同社に係る厚生年金保険被保険者資格を、昭和31年8月1日に取得していることが確認できる。

これらのことから、同社では、入社後直ちに厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。
当時の給与明細書があるので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書によると、申立人が主張する標準報酬月額(18万円)に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていることは確認できるものの、報酬月額に見合う標準報酬月額(13万4,000円)はオンライン記録と一致している。

一方、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否の判断を行うこととなる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から26年9月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無い。同社には、同期の4人とともに、昭和23年4月から勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた申立期間当時の複数の同僚及び現在の事業主の供述から、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社は、昭和26年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社の現在の事業主は、「厚生年金保険の適用事業所になる前は、従業員の給与から保険料を控除していなかった。」と供述している。

さらに、上記の被保険者名簿から、申立人と同時期に勤務した同僚のうち、連絡の取れた複数の同僚は、いずれも保険料控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していないことから、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月1日から同年4月1日まで
ねんきん特別便を見て、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。昭和55年1月から平成元年12月までA社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間についてもA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、事業主及び申立期間当時の社会保険事務担当者は、「当時は、入社した従業員全員に3か月の試用期間を設けており、試用期間満了までは社会保険への加入はさせず、厚生年金保険料の控除もしていなかった。」と供述しており、上述の同僚も「申立期間当時は全員3か月間の試用期間があり、保険料控除はなかったと思う。」と供述している。このことは、オンライン記録から、当該同僚が入社したとする日からおおむね3か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることからもうかがうことができる。

また、A社から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者取得確認および標準報酬決定通知書では、申立人の資格取得日が昭和55年4月1日となっていることが確認できるほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年12月ごろから19年4月ごろまで

社会保険事務所(当時)に厚生(労働者)年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。入社及び退社の時期はあまり覚えていないが、A社に勤務し、その後、B社C工場に勤務したので、申立期間について厚生(労働者)年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の一部の期間について、申立人はA社において車掌見習いとして勤務していたと申し立てているところ、入社及び退社の時期や勤務していた期間については覚えていないとしている。

そして、A社の事業主は、「同社が保管している職員カード及び履歴書を確認したところ、申立人の入社日は昭和20年10月23日と記載されており、申立人が申立期間について同社に在籍していたことは確認できないので、申立てどおりの届出及び労働者年金保険に係る保険料控除は行っていない。」と供述している。

また、申立人が記憶している同僚やA社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記載されている申立期間当時の被保険者とも連絡を取ることができず、申立人の勤務の実態等について確認することができなかった。

申立期間のうちA社を退職した後の期間について、申立人はB社C工場において事務員(賃金計算係)として勤務していたと申し立てているところ、入社及び退社の時期や勤務していた期間については覚えていないとしている。

そして、事業所記号順索引簿の記録から、B社C工場が労働者年金保険の適用事業所であったことは確認できないほか、同社の本社及び事業所のうち、申

立期間当時、労働者年金保険の適用事業所であったことが確認できる同社D工場及び同社E工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿にも、申立人に係る記録は確認できなかった。

また、申立人からは同僚等に関する情報を得ることができず、B社の商業登記簿謄本に記載されている役員とも連絡を取ることができず、申立人の勤務の実態等について確認することができなかった。

なお、労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）では、筋肉労働者の男子工員のみが労働者年金保険法の被保険者となるとされているところ、仮に申立人が申立てに係る事業所に申立期間について勤務していたとしても、申立人は、「事務員として業務に従事していた。」旨供述していることから、申立期間について労働者年金保険法の適用対象ではなかったものと考えられる。

このほか、申立人について申立期間に係る労働者年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案8013（事案2048の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年11月6日から36年2月1日まで

平成20年3月18日付けで社会保険事務所（当時）から申立期間について脱退手当金の支給記録がある旨の回答を受けた。

私には、脱退手当金について会社から説明を受けた覚えは無く、脱退手当金の請求手続をしたことも、もらった記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしいと第三者委員会に申し立てたが、従業員調査の結果から、申立期間に係る事業所が代理請求していた可能性が高いと考えられること、社会保険事務所の一連の事務処理に不自然さやうかがえないことなどの理由から認められなかった。

新たな証拠等は提出できないが、審議結果に納得できないので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、従業員調査の結果から、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る事業所が代理請求していた可能性が高いと考えられること、社会保険事務所の一連の事務処理に不自然さやうかがえないことなどの理由から、既に当委員会の決定に基づく平成21年5月12日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は前回の審議結果に納得できないとし、再申立てを行っているが、新たな資料や情報が得られず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案8014

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から38年2月1日まで
平成9年ごろ、社会保険事務所(当時)において夫の年金の受給手続きをした際に、自分の年金記録も調べてもらったところ、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。
しかし、私は脱退手当金を受給した記憶は無いし、脱退手当金が支給されたとする日は夫の転勤のため転居しており、脱退手当金をもらえるはずはないので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者原票の申立人が記載されているページの前後70ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年2月1日の前後3年以内に資格喪失した者7名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、4名に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日からおおむね半年以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても事業主が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金の支給額は、申立期間を対象として計算されている上、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和38年7月25日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 31 日から 7 年 4 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、平成 7 年 3 月 31 日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に平成 7 年 3 月 31 日まで勤務していたため、同年 4 月 1 日が正しい資格喪失日であると主張している。

しかしながら、雇用保険の加入記録から、申立人がA社を退職した日は、平成 7 年 3 月 30 日であることが確認できる。

また、A社が加入しているB健康保険組合の加入記録から、平成 7 年 3 月 31 日が資格喪失日であることが確認できる上、同社のオンライン記録と一致していることも確認できる。

さらに、A社に係るオンライン記録の被保険者縦覧回答票によると、35 人が各月の末日に資格喪失されていることが確認できる。

加えて、A社は、申立期間当時から現在も、月の途中退職者は、給与から厚生年金保険料を控除していないとしており、同社を月の途中退職した従業員提出の給与明細書からも、退職月は厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めるとはできない。

東京厚生年金 事案 8017

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年から44年5月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和39年から同社の設立に携わり、それ以後も勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員の申立期間中の給与明細書に申立人の押印があること及び従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人は申立期間について、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所(当時)の記録から、A社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和44年5月1日であり、申立期間当時は適用事業所となっていない。

また、A社の前述の従業員から提出された昭和40年8月分から47年12月分までの給与明細書から、厚生年金保険料が控除されているのは44年6月分の給与からであることが確認できる上、同社の別の従業員は、「事業主が昭和44年ごろ厚生年金保険に加入することを決定し手続をしたことを記憶している。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 5 日から 32 年 2 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、A工場内にあったB社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。確かに勤務していたので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 31 年 4 月 5 日から A工場内にあった B社に勤務していたと主張している。

しかしながら、A工場内のB社は、昭和 37 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主の所在も不明であることから、同社及び事業主から、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社本社に、申立人の勤務状況を照会したものの、申立期間当時の資料の保管は無く、申立人の勤務状況を確認することはできない。

さらに、A工場内のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日は昭和 32 年 2 月 1 日と記録されており、厚生年金保険手帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳における申立人の被保険者資格取得日と一致しており、社会保険事務所の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 8 月 1 日から 54 年 12 月 31 日まで
② 昭和 55 年 6 月から 58 年 2 月 28 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①及び②について勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社C店の店長及び同僚二人の供述により、勤務期間は不明であるが、申立人が同社同店に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 58 年 2 月 1 日であり、同社は申立期間①に適用事業所にはなっていないことが確認できる。

また、申立期間①当時の同僚 3 人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、A社が適用事業所となった昭和 58 年 2 月 1 日であり、申立期間①については、同社での当該同僚の被保険者記録は確認できない。

さらに、A社C店の店長及び同僚二人は、申立期間①当時において給与から厚生年金保険料を控除されていないと供述している。

2 申立期間②について、申立人を記憶する同僚 5 人の供述により、申立人が申立期間②にB社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 57 年 3 月 2 日であり、申立期間②のうち 55 年 6 月から 57 年 3 月 1 日までの期間は、同社は適用事業所にはなっていないことが確認できる。

また、B社の当時の事業主は、「昭和 57 年 3 月 2 日に厚生年金保険に加入

して以降、正社員は被保険者としたが、臨時雇用者は被保険者としなかった。正社員になるには本人の希望が最低限必要であった。」と供述している。

一方、申立人は、「採用時はアルバイトであったが、その後正社員の希望を申し出たかどうかは不明であり、給与からの保険料控除についても分からない。」と供述している。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 8028

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月から33年10月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の事業主及び同僚の供述から、期間は明確ではないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和33年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また当時の事業主は、申立期間当時の資料は既に処分していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができないと供述している。

また、申立人は、A社で同僚だったとする複数の従業員の氏名を記憶しているが、そのうちの3人は同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が無く、その中には、申立人と同じ営業職だった従業員も含まれている。

さらに、A社が倒産した後に新会社を設立した同社の元従業員は、「A社では、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったため、申立人らのA社の従業員を新会社で雇用した際には、従業員全員を厚生年金保険に加入させた。」と供述している。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険証番号に欠番は無く、同名簿に不自然な処理はみられない。

このほか、申立人の申立期間に係る事業主による厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 22 日から 40 年 8 月 23 日まで
A社に昭和 40 年 8 月 22 日まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同年 8 月 22 日に同僚二人と同時に、独立するために退職しているのので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、A社は、当時の資料を廃棄しており不明であると回答している。

また、申立人が同時にA社を退職したとする二人の同僚のうちの一人は、「東京オリンピックの年の昭和 39 年 8 月 21 日に、申立人と一緒に退職した。」と回答しており、オンライン記録及びA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人と同僚二人の厚生年金保険被保険者資格喪失日はいずれも同年 8 月 22 日と記載されていることが確認でき、同名簿の記載内容には不自然な点は見当たらない。

さらに、申立期間当時の従業員 6 人に照会したところ、このうち 4 人は、申立人は 2 人の同僚と同時にA社を退職したと回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成12年5月1日から15年1月1日までの期間については、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成15年1月1日から同年2月10日までの期間については、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年5月1日から15年2月10日まで
オンライン記録において、A社で代表取締役就任していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与と相違していることが分かった。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成12年5月1日から15年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、12年5月から同年9月までは59万円、同年10月から14年12月までは62万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と同じ15年2月10日付けで、12年5月1日にさかのぼって当該期間の標準報酬月額が11万円に減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本により、申立期間及び上記減額処理が行われた時点において、申立人がA社の代表取締役であったことが確認できる。

また、社会保険事務所（当時）が保管する平成14年度滞納処分票によると、平成15年2月6日に申立人が社会保険事務所の担当者から厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨及び役員報酬を訂正する旨の届出を提出するよう指示されていたことが確認できる上、申立人自身も、同年2月ごろ、社会保険事務所担当者と面談した際、当該担当者から「こちらでうまくやっ

ておくので、任せてください。」と言われ、任せた旨供述している。このことから、申立人は、自らの標準報酬月額減額処理について同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間のうち、平成12年5月1日から15年1月1日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 一方、申立期間のうち、平成15年1月1日から同年2月10日までの期間の標準報酬月額については、オンライン記録によると、さかのぼって訂正された事実は確認できない上、申立人は、厚生年金保険料の控除額を確認できる給料支払明細書等の資料を保管していない旨供述している。

また、申立期間当時のA社の経理担当取締役は、平成14年12月に同社が倒産した後は、役員報酬はほとんど支払われていなかった旨供述している。

このほか、平成15年1月について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、平成15年1月1日から同年2月10日までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月から同年 9 月 2 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和 32 年 2 月に入社し、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立期間当時の資料等を保有していない上、申立人は、上司、同僚等の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除等の事実について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険の加入記録のある 95 人に照会したところ、申立人が申立期間に勤務していたとする同社B営業所に勤務したことが確認できた 3 人全員が、申立人のことを記憶していないと供述しており、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除等の事実について確認することができない。

さらに、上記 95 人のうち、23 人は、厚生年金保険の資格取得日の 1 か月から 10 か月前にA社に入社したと供述していることから、同社は、入社と同時に従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により

給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月20日から同年2月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に有給休暇を取得していたが、申立期間も同社に雇用されていたことは確かであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたと申し立てている。しかし、B社が保管する申立人本人の署名捺印がある「1989年1月1日」付けの退職願により、申立人は平成元年1月20日をもって退職を申し出たこと、同社の保管する申立人に係る退職金支給計算書では、申立人の退職年月日は同年1月20日とされていること、同社の保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書(写し)により、同社は申立人の資格喪失日を同年1月20日として届け出ていることが確認できる。これらのことから、同社は、申立人は同年1月20日に退職しており、申立期間に申立人が有給休暇を取っていたとは考えられない旨回答している。

また、雇用保険の記録においても、申立人の離職日は平成元年1月20日とされている上、申立人の記憶している同僚一人は、申立人のことを記憶しているが、申立人が申立期間に勤務していたかどうか、有給休暇を取得していたかどうかなどは覚えていない旨供述していることから、申立人の申立期間の勤務状況等について確認することができない。

さらに、申立人の保有する給与明細書により、申立人は、厚生年金保険料を平成元年1月支給の給与から控除されていることが確認できるが、B社は、厚

生年金保険料は翌月の給与から控除することとしており、当該控除保険料は昭和 63 年 12 月の保険料に該当すると回答している。このことから、申立人は申立期間に係る保険料を控除されていなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 11 月 1 日から 36 年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A 事業所（現在は、B 法人）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も同事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間内の昭和 35 年 12 月 2 日に撮影したとする写真に写っている同僚一人の供述から、採用日は特定できないものの、申立人は申立期間において A 事業所に継続して勤務していたことがうかがわれる。

しかし、B 法人は、申立期間当時の資料を保有しておらず、申立人の勤務状況等は不明であると回答していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等の事実を確認できない。

また、申立人の記憶している同僚 9 人について、採用日と厚生年金保険の被保険者資格取得日との相違を調査したところ、上記写真に写っている従業員 1 人は、社会保険事務所の記録では、昭和 36 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得しており、写真撮影時（35 年 12 月 2 日）には厚生年金保険に加入してなかったことが確認でき、同写真に写っている他の同僚 1 人は、社会保険事務所の記録により 33 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できるが、同人は、当該資格取得日より前の 32 年ごろに採用された旨供述している。また、申立人が 36 年 1 月 18 日に撮影したとする写真に写っている従業員 1 人は、同年 10 月 1 日に被保険者資格を取得しており、写真撮影時には厚生年金保険に加入していなかったことが確認できる。

さらに、申立期間に厚生年金保険に加入している他の従業員 7 人のうち、4

人は、自身の被保険者資格取得日より前にA事業所に採用されたと供述している。これらのことから、A事業所は、採用と同時に従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。